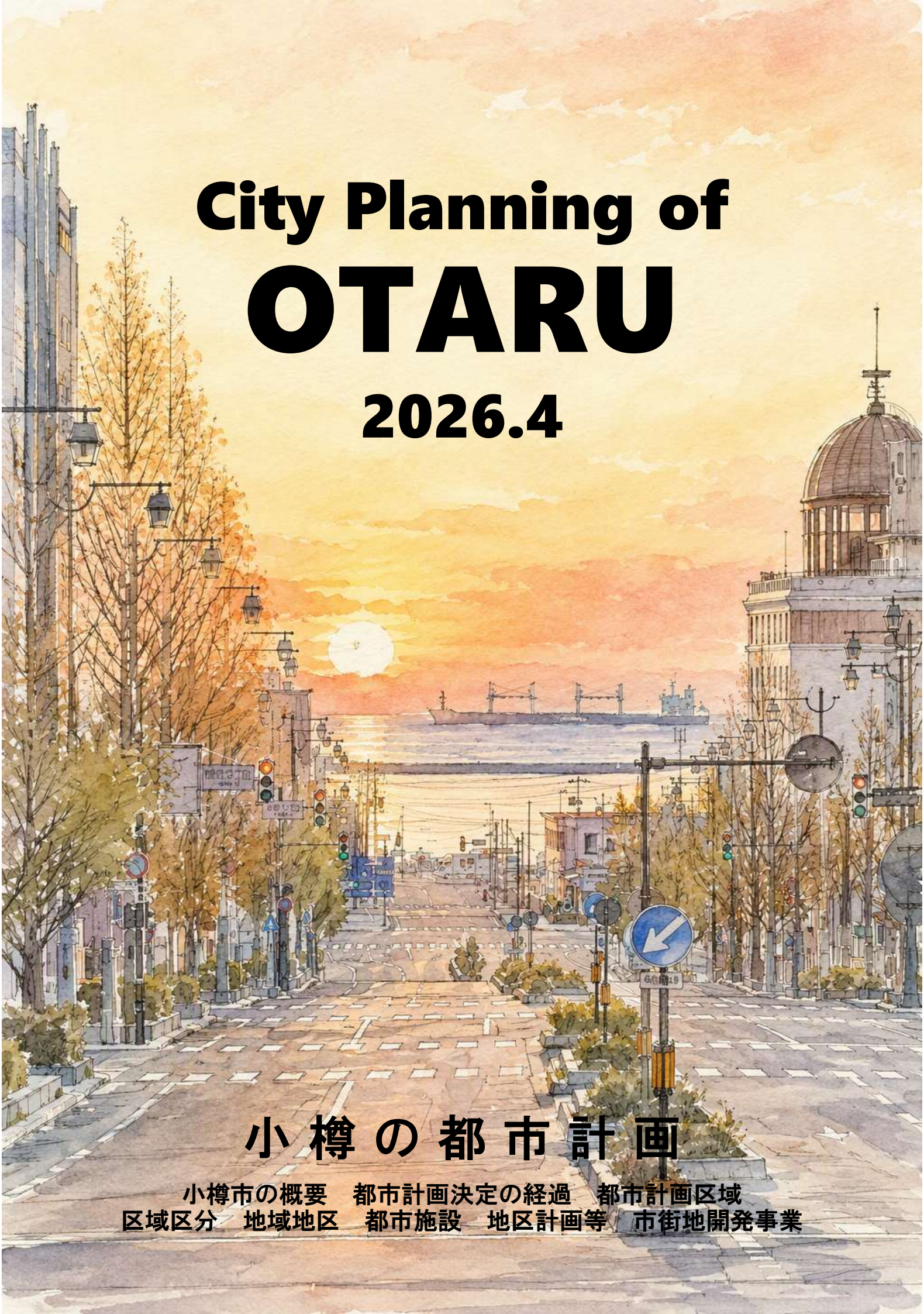

City Planning of OTARU

2026.4

小樽の都市計画

小樽市の概要　都市計画決定の経過　都市計画区域
区域区分　地域地区　都市施設　地区計画等　市街地開発事業

＊＊＊　目　　次　＊＊＊

※本紙内の内容は、特記がないものについては
令和７年度末時点の内容を示す。
※本紙内　　は令和７年度決定・変更を示す。

■ 小 樽 市 の 概 要
（１）位置と面積 …… 1
（２）人口の推移 …… 1
（３）人口集中地区（ＤＩＤ） …… 2

■ 都 市 計 画 決 定 の 経 過
（１）都市計画決定の経過 …… 3
（２）各種都市計画に係るマスタープラン …… 4

■ 都 市 計 画 区 域
（１）都市計画区域 …… 5

■ 区 域 区 分
（１）市街化区域・市街化調整区域 …… 6

■ 地 域 地 区
（１）地域地区 …… 8
地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容 …… 9
１３種類の用途地域 …… 11
（２）用途地域 …… 12
（３）特別用途地区 …… 15
（４）高度地区 …… 15
（５）高度利用地区 …… 15
（６）防火地域・準防火地域 …… 16
（７）駐車場整備地区 …… 16
（８）臨港地区 …… 17

■ 都 市 施 設
（１）道路 …… 18
（２）公園・緑地 …… 22
（３）下水道 …… 26
（４）駐車場 …… 27
（５）ごみ焼却場 …… 27
（６）ごみ処理場 …… 27
（７）汚物処理場 …… 27
（８）汚水処理場 …… 28
（９）市場 …… 28
(10)火葬場 …… 28

■ 地 区 計 画 等
（１）地区計画等 …… 29
（２）指定状況 …… 30
（３）変遷 …… 32

■ 市 街 地 開 発 事 業
（１）市街地再開発事業 …… 34
（２）土地区画整理事業 …… 37

小 樽 市 の 概 要

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（1）位置と面積

行政面積	位置		広さ		
	経度（東経）	緯度（北緯）	東西	南北	海岸線
243.87 km²	140° 59′ 40″	43° 11′ 27″	36.47 km	20.39 km	68.62 km

注１）位置の基点は小樽市役所
注２）行政面積は令和８年１月１日現在（国土地理院より）

（2）人口の推移

年次	世帯数	人口			備考
		総数（人）	男（人）	女（人）	
大正 9 年	21,276	108,113	56,406	51,707	第 1 回国勢調査
大正１４年	26,556	134,469	70,420	64,049	第 2 回国勢調査
昭和 5 年	27,949	144,887	75,167	69,720	第 3 回国勢調査
昭和１０年	29,223	153,587	78,354	75,233	第 4 回国勢調査
昭和１５年	32,386	164,282	82,435	81,847	第 5 回国勢調査
昭和２２年	35,410	164,934	80,684	84,250	第 6 回国勢調査
昭和２５年	36,918	178,330	87,163	91,167	第 7 回国勢調査
昭和３０年	38,803	188,448	92,754	95,694	第 8 回国勢調査
昭和３５年	45,384	198,511	96,807	101,704	第 9 回国勢調査
昭和４０年	49,851	196,771	94,477	102,294	第１０回国勢調査
昭和４５年	53,632	191,856	91,134	100,722	第１１回国勢調査
昭和５０年	56,758	184,406	86,738	97,668	第１２回国勢調査
昭和５５年	59,287	180,728	84,981	95,747	第１３回国勢調査
昭和６０年	58,763	172,486	80,170	92,316	第１４回国勢調査
平成 2 年	58,932	163,211	75,453	87,758	第１５回国勢調査
平成 7 年	60,416	157,022	71,914	85,108	第１６回国勢調査
平成１２年	61,471	150,687	68,687	82,000	第１７回国勢調査
平成１７年	60,400	142,161	64,436	77,725	第１８回国勢調査
平成２２年	57,711	131,928	59,514	72,414	第１９回国勢調査
平成２７年	55,466	121,924	54,985	66,939	第２０回国勢調査
令和 2 年	52,817	111,299	50,136	61,163	第２１回国勢調査

（3）人口集中地区（ＤＩＤ）

人口密度が１Km²当たり約 4000人以上の国勢調査区の集合区域で、かつ合計で人口が5000人以上の区域をＤＩＤ（Densely Ｉnhabited District ）といいます。

年　次	Ｄ　Ｉ　Ｄ		年　次	Ｄ　Ｉ　Ｄ	
	面積（ha）	人口（人）		面積（ha）	人口（人）
昭和３５年国調	1,260	161,921	平成 7 年国調	2,450	137,417
昭和４０年国調	1,380	157,223	平成１２年国調	2,429	131,246
昭和４５年国調	1,670	155,662	平成１７年国調	2,399	122,971
昭和５０年国調	1,860	148,825	平成２２年国調	2,383	113.799
昭和５５年国調	2,210	150,376	平成２７年国調	2,342	104,874
昭和６０年国調	2,220	142,636	令和 2 年国調	2,341	92,939
平成 2 年国調	2,420	138,592			

都市計画決定の経過

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（１）都市計画決定の経過

・小樽都市計画

西暦	和　暦	内　容
1919	大正８年４月	旧都市計画法の公布
1923	大正12年５月	都市計画法適用（小樽、札幌、函館）
1926	大正15年７月	都市計画区域の決定（小樽市、高嶋郡高嶋町、小樽郡朝里村の一部）
1932	昭和７年２月	用途地域（３用途）の決定（市街地建築物法に基づく指定）
1935	昭和10年10月	道路の決定
1940	昭和15年４月	（高島町合併）
	９月	（朝里村合併）
1941	昭和16年５月	公園の決定
1949	昭和24年10月	準防火地域の決定
1952	昭和27年９月	高度地区の決定
	10月	防火地域の決定
1953	昭和28年３月	用途地域（４用途）の決定（建築基準法施行に伴う指定）
1958	昭和33年３月	下水道の決定
	４月	（塩谷村合併）
1961	昭和36年３月	臨港地区の決定
1963	昭和38年10月	朝里地区土地区画整理事業の決定
1964	昭和39年11月	小樽市天神ごみ焼却場の決定
1968	昭和43年６月	新都市計画法の公布
1970	昭和45年２月	小樽駅前地区市街地再開発事業の決定、高度利用地区の決定
	７月	市街化区域・市街化調整区域の決定
	９月	小樽市汚物処理場の決定
1972	昭和47年１月	小樽市青果物地方卸売市場の決定
1973	昭和48年５月	用途地域（８用途）の決定（都市計画法の改正（４用途→８用途）に伴う指定）
	10月	特別工業地区の決定
1975	昭和50年３月	駐車場整備地区の決定、稲穂駐車場の決定
	６月	中央下水終末処理場の決定
	８月	駅前パーキングの決定
1976	昭和51年９月	小樽市水産物地方卸売市場の決定、小樽市ごみ処理場の決定
1982	昭和57年７月	銭函土地区画整理事業の決定
1985	昭和61年３月	銭函下水終末処理場の決定
1990	平成２年２月	小樽市火葬場の決定
1991	平成３年３月	地区計画の決定（金沢ニュータウン地区）
	12月	小樽市廃棄物焼却場の決定
1992	平成４年10月	地区計画の決定（星野町地区）
		蘭島下水終末処理場の決定
	12月	地区計画の決定（幸地区）
1994	平成６年３月	中央通地区土地区画整理事業の決定
	６月	用途地域（９用途）の決定（都市計画法の改正（８用途→12用途）に伴う指定）
		地区計画の決定（堺町周辺地区）
	11月	小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業の決定、再開発地区計画の決定（小樽築港駅周辺地区）
1996	平成８年３月	第一種市街地再開発事業の決定（稲北地区）
	８月	地区計画の決定（色内３丁目地区、港町地区）
	12月	地区計画の決定（新光町地区）
1998	平成10年11月	地区計画の決定（星野ニュータウン地区）
2004	平成16年２月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定、北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設の決定
2006	平成18年９月	第一種市街地再開発事業の決定（小樽駅前第３ビル周辺地区）
2010	平成22年２月	地区計画の決定（富岡地区）

※当初決定のみ記載、変更決定は次頁以降に記載。

・札幌圏都市計画（小樽市分）

西暦	和　　暦	内　　容
1973	昭和48年３月	市街化区域・市街化調整区域を決定（石狩町）
		用途地域の決定（石狩町）
	６月	用途地域（８用途）の決定（都市計画法の改正（４用途→８用途）に伴う指定）（石狩町）
1975	昭和50年４月	石狩町の一部を編入
1977	昭和52年７月	道路の決定
	９月	下水道の決定
1985	昭和60年５月	臨港地区の決定
1990	平成２年６月	行政区域界の変更
1996	平成８年３月	用途地域（９用途）の決定（都市計画法の改正（８用途→12用途）に伴う指定）
1998	平成10年３月	特別業務地区の決定
2004	平成16年４月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

※当初決定のみ記載、変更決定は次頁以降に記載。

（２）各種都市計画に係るマスタープラン

決定年月日	公表年月日	告示番号	内　　容	備考
平成15年 2月20日	平成15年 4月 1日		小樽市都市計画マスタープランの決定	
平成16年 2月 6日	平成16年 2月 6日	北海道告示第 134号	小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	ア
平成16年 3月31日	平成16年 7月 1日		小樽市緑の基本計画の決定	イ
平成16年 4月 6日	平成16年 4月 6日	北海道告示第 390号	札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	ウ
平成22年 4月 6日	平成22年 4月 6日	北海道告示第 302号	札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	エ
令和 2年 2月14日	令和 2年 4月 1日		第２次小樽市都市計画マスタープランの決定	
令和 3年 3月23日	令和 3年 3月23日	北海道告示第 230号	小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	オ

ア：平成13年5月都市計画法の改正に伴い、「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」を別に定めるため決定
イ：都市緑地法に基づき、本市の都市計画区域内の緑とオープンスペースのすべてを対象にした、総合的な都市緑化を計画的かつ効果的に進めるためのマスタープランとして決定
ウ：平成13年5月都市計画法の改正に伴い、「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」を別に定めるため決定
エ：都市計画法第６条の規定に基づく都市計画基礎調査による都市の現況や動向、人口及び産業の見直し及び都市施設の整備の見直しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため変更（第１回定期見直し）
オ：都市計画法第６条の規定に基づく都市計画基礎調査による都市の現況や動向、人口及び産業の見直し及び都市施設の整備の見直しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため変更（第２回定期見直し）

都 市 計 画 区 域

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（1）都市計画区域

都市計画区域名	変更年月日	面　　積（ha）	備　　考
小樽都市計画区域	令和3年3月23日変更	13,050	地先公有水面を含む
札幌圏都市計画区域 （小樽市分）	令和3年3月23日変更	910	地先公有水面を含む
合　　計		13,960	

・小樽都市計画

変更(告示)年月日	告示番号	面積（ha）	備　　考
大正12年５月29日			都市計画法適用
大正12年７月１日施行			都市計画北海道地方委員会総務部地方課市計画係設置
大正15年７月６日決定		13,059	旧小樽市・旧高島町の全域及び旧朝里村の一部（桜・朝里及び新光地区）を指定。
昭和18年５月28日変更		18,200	旧朝里村の一部（銭函・張碓地区）を含める。
昭和40年２月６日変更	建設省告示第 210号	23,488	旧塩谷村の全域を含める。
昭和42年12月28日変更	建設省告示第4650号	13,000	都市計画のたたない国有林等の山林部を除く。
昭和47年３月６日変更	北海道告示第 583号	13,020	中央ふ頭・有幌等の埋立地を含める。地先公有水面を含む。
昭和53年10月25日変更		13,060	勝納ふ頭・色内ふ頭等の埋立地を含める。
昭和60年３月７日変更		12,956	基礎調査による数字修正
平成４年４月３日変更		12,958	運河散策路、厩町岸壁、塩谷等を含める。
平成10年11月６日変更		12,971	第１埠頭、港町、手宮、高島等の埋立地を含める。
平成17年３月29日変更		12,972	手宮岸壁、北浜岸壁、船浜町、築港の公有水面埋立地を含める。
平成18年３月31日変更		12,973	塩谷漁港の公有水面埋立地を含める。
令和３年３月23日変更		13,050	測量精度の向上による修正。

・札幌圏都市計画（小樽市分）

変更(告示)年月日	告示番号	面積（ha）	備　　考
昭和50年４月15日決定	自治省告示第　91号	899	境界変更
昭和60年３月７日変更	北海道告示第 326号	899	地先公有水面を含む。
平成２年６月１日変更		899	境界変更
平成17年11月８日変更		915	石狩湾新港西地区の公有水面埋立地を含める。
平成27年３月17日変更		950	石狩湾新港西地区の公有水面埋立地を含める。
令和３年３月23日変更		910	測量精度の向上による修正。

区　域　区　分

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（１）市街化区域・市街化調整区域

都市計画区域名	告示年月日 告示番号	面　積　(ha) 市街化区域	 市街化調整区域	 計
小樽都市計画区域	令和3年3月23日変更 北海道告示第230号	3,848	9,202	13,050
札幌圏都市計画区域 （小樽市分）	令和3年3月23日変更 北海道告示第230号	440	470	910
合　計		4,288	9,672	13,960

・小樽都市計画

告示年月日	告示番号	面　積　(ha) 市街化区域	 市街化調整区域	 計
昭和45年７月１日決定	北海道告示第1662号	3,400	9,600	13,000
昭和47年３月６日変更	北海道告示第 585号	3,420　（ア）	9,600	13,020
昭和53年10月25日変更	北海道告示第3267号	3,770　（イ）	9,290	13,060
昭和60年３月７日変更	北海道告示第 327号	3,790　（ウ）	9,166	12,956
平成３年３月28日変更	北海道告示第 451号	3,793　（エ）	9,163	12,956
平成４年４月３日変更	北海道告示第 521号	3,793　（オ）	9,165	12,958
平成４年10月２日変更	北海道告示第1531号	3,797　（カ）	9,161	12,958
平成７年10月31日変更	北海道告示第1658号	3,800　（キ）	9,158	12,958
平成８年12月17日変更	北海道告示第 473号	3,818　（ク）	9,140	12,958
平成10年11月６日変更	北海道告示第1900号	3,846　（ケ）	9,125	12,971
平成16年２月６日変更	北海道告示第 135号	3,846	9,125	12,971　（コ）
平成17年３月29日変更	北海道告示第 244号	3,847　（サ）	9,125	12,972
平成18年３月31日変更	北海道告示第 311号	3,848　（シ）	9,125	12,973
平成22年４月６日変更	北海道告示第 302号	3,848	9,125	12,973　（ス）
令和３年３月23日変更	北海道告示第 230号	3,848　（セ）	9,202	13,050　（ソ）

備　考

（ア）中央ふ頭、有幌等埋立地を含める。

（イ）勝納ふ頭、東南地域等の区域区分の変更（第１回定期見直し）

（ウ）最上２丁目、天神２丁目、奥沢５丁目、新光町、桂岡町、星野町、高島５丁目、祝津２丁目、長橋１丁目、５丁目及び塩谷２丁目の各一部の区域区分を変更し、蘭島１丁目、桃内、オタモイ３丁目、赤岩２丁目及び星野町の各一部を特定保留地区へ位置付ける。（第２回定期見直し）

（エ）オタモイ３丁目地区の特定保留の解除

（オ）市街化区域・市街化調整区域の変更はないが、オタモイ３丁目、高島１丁目、港町、朝里川温泉２丁目及び星野町の各一部を特定保留地区へ位置付ける。（第３回定期見直し）

（カ）星野町地区の特定保留の解除

（キ）オタモイ３丁目地区の特定保留の解除

（ク）新光町地区の一般保留の解除

（ケ）星野町、港町、手宮１丁目及び高島１丁目の各一部の区域区分の変更（第４回定期見直し）

（コ）区域については変更なし（第５回定期見直し）

（サ）手宮１丁目、色内３丁目、船浜町及び築港の各一部の公有水面埋立地を含める

（シ）塩谷１丁目地区の一部の公有水面埋立地を含める

（ス）区域については変更なし（第６回定期見直し）

（セ）塩谷２丁目地区の一部を市街化区域から市街化調整区域に変更（第７回定期見直し）
（ソ）測量精度の向上による修正（第７回定期見直し）

・札幌圏都市計画（小樽市分）

告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	計
(昭和48年３月９日決定)	(北海道告示第531号)	(384)	(515)	(899) ※１
昭和50年４月15日決定		384	515	899 (ア)
昭和53年６月26日変更	北海道告示第2013号	390 (イ)	509	899
昭和60年３月７日変更	北海道告示第 327号	390 (ウ)	509	899
平成２年６月１日変更		397 (エ)	502	899
平成３年３月28日変更	北海道告示第 451号	397 (オ)	502	899
平成10年３月31日変更	北海道告示第 461号	397	502	899 (カ)
平成16年４月６日変更	北海道告示第 391号	397	502	899 (キ)
平成17年11月８日変更	北海道告示第 833号	414 (ク)	501	915
平成22年４月６日変更	北海道告示第 302号	414	501	915 (ケ)
平成27年３月17日変更	北海道告示第 195 号	453 (コ)	497	950
令和３年３月23日変更	北海道告示第 230 号	440 (サ)	470	910 (シ)

備　考
※１　（石狩町にて当初決定）（面積は小樽市に編入された数字を記載）
（ア）境界変更
（イ）石狩湾新港地域の港湾計画に基づき追加変更（第１回定期見直し）
（ウ）小樽市分については変更なし（第２回定期見直し）
（エ）石狩町との行政区域界の変更
（オ）市街化区域界の軽微な変更（第３回定期見直し）
（カ）小樽市分については変更なし（第４回定期見直し）
（キ）小樽市分については変更なし（第５回定期見直し）
（ク）銭函５丁目地区（石狩湾新港西地区）の一部の公有水面埋立地を含める
（ケ）小樽市分については変更なし（第６回定期見直し）
（コ）銭函５丁目地区（石狩湾新港西地区）の一部の公有水面埋立地を含める
（サ）銭函５丁目地区（石狩湾新港中央水路地区）の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更（第７回定期見直し）
（シ）測量精度の向上による修正（第７回定期見直し）

地　域　地　区

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（1）地域地区

□：小樽市において指定しているもの

【地域地区の種類】



○地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

※太字：小樽市において指定しているもの

地域地区の種類	目　的　・　内　容	主な規制内容
1．用途地域	**土地利用の適正化を目的に、住居・商業・工業など13種類に分類し、それぞれの目的に応じ建築物の用途・規模等を、規制・誘導する地域。**	**建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ**
2．特別用途地区	**地区の特性に応じた土地利用の増進等、特別な目的の実現を図ることを目的に、用途地域制限に加え建築物の用途・規模等を制限する地区。**	**建築物の用途、敷地、構造、設備**
3．特定用途制限地域	良好な環境の形成や保持を目的に、用途地域の指定がない地域において、制限すべき特定の建築物の用途の概要を定める地域。	建築物の用途
4．特例容積率適用地区	防災空地・緑地の確保と密集市街地の整備の両立を目的に、指定容積率の限度からみて未利用の容積を区域内で柔軟に配分する地区。	建築物の容積率、高さ
5．高層住居誘導地区	職住近接の都市構造を目的に、混在系用途地域の一定の指定容積率区域内で住宅に係る容積率等を緩和し高層住宅の建設を誘導する地区。	建築物の容積率、建蔽率、敷地面積
6．高度地区	**市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図ることを目的に、建築物の高さの最高限度や最低限度を定める地区。**	**建築物の高さ**
7．高度利用地区	**土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図ることを目的に、容積率や建築面積の最低限度等を定める地区。**	**建築物の容積率、建蔽率、建築面積、壁面の位置**
8．特定街区	市街地環境上望ましい計画を誘導することを目的に、用途地域内での一般的な規制ではなく、特別に定めた容積率等を適用する地区。	建築物の容積率、高さ、壁面の位置
9．都市再生特別地区	民間事業者等による都市開発を積極的に誘導することを目的に、既存の用途地域等による制限の代わりに誘導すべき用途等を定める地区。	建築物等の用途、容積率、建蔽率、建築面積、高さ、壁面の位置
10．居住調整地域	住宅地化の拡大を抑制することを目的に、一定規模以上の住宅の建築や開発等を規制する地域。	住宅の建築等
11．居住環境向上用途誘導地区	居住環境向上施設*を有する建築物の建築を誘導することを目的に，それらの施設に限定して、用途制限や容積率を緩和する地区。 *居住環境向上施設：病院や店舗など日常生活に必要な施設であり、居住環境の向上に資する施設のこと	建築物の用途、容積率
12．特定用途誘導地区	誘導施設*を有する建築物の建築を誘導することを目的に、それらの施設に限定して用途制限や容積率を緩和する地区。 *誘導施設：都市機能の充実を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設のこと	建築物の用途、容積率
13．防火地域 準防火地域	**市街地における火災の延焼を防止することを目的に、建築物の耐火性能や使用材料の基準を強化するために指定する地域。**	**建築物の構造**

○地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

※太字：小樽市において指定しているもの

地域地区の種類	目　的　・　内　容	主な規制内容
14. 特定防災街区整備地区	都市の特定防災機能*の確保と土地の有効利用の両立を目的に、耐火性能の高い建築物や道路等の公共施設の整備を促す為指定する地区。 *特定防災機能：火事又は地震が発生した場合において、延焼防止及び避難上確保されるべき機能のこと	建築物の幅・高さ、敷地面積、壁面の位置
15. 景観地区	市街地の良好な景観形成を図ることを目的に、建築物等の色やデザインに関する制限や開発行為等一定の行為に対する規制を定める地区。	建築物の形態意匠、高さ、敷地面積、壁面の位置
16. 風致地区	都市環境を維持し、都市内の自然を保護することを目的に、建築物等の建築や、木竹の伐採等の行為を規制する地区。	建築、宅地造成、木竹伐採等
17. 駐車場整備地区	**交通混雑を緩和し、円滑な道路交通を確保することを目的に、一定の規模・用途の建築物の敷地内に駐車場の設置を義務付ける地区。**	**大規模建築物に対する駐車場施設の設置**
18. 臨港地区	**港湾機能を確保し、適正な管理・運営を行うことを目的に、土地利用の目的や建築物等の用途に関する制限を定めるために指定する地区。**	**建築物その他の建造物の建築等**
19. 歴史的風土特別保存地区	歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地区の保存と、景観保全を目的に、建築物等の建築、色彩の変更等を規制する地区。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の土地利用の区画形質の変更、木材の伐採等
20. 第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区 (明日香村のみ)	歴史的風土の保存と景観の保全を目的に、特に、第一種では現状の変更を厳しく抑制し、第二種では著しい現状の変更を抑制する。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の区画形質の変更、木竹の伐採等
21. 緑地保全地域 特別緑地保全地区又は緑化地域	緑の保全や形成を目的に、緑地保全地域は開発等を規制し、特別緑地保全地区は重要な緑地を厳しく保全し、緑化地域は緑化を推進する。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の土地の区画形質の変更、木材の伐採等
22. 流通業務地区	流通機能の向上と道路交通の円滑化を目的に、流通業務施設やこれの関連施設等以外の建設等を規制する地区。	建築物その他の施設の建設等
23. 生産緑地地区	良好な生活環境の確保に相当の効用があり、多目的保留地*の機能も持つ優れた農地等の保全を目的に、建築物の建築等を規制する地区。 *多目的保留地：公園・緑地等の公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること	建築物その他の工作物の新築等、宅地造成、土砂採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立建設干拓
24. 伝統的建造物群保存地区	歴史的に価値のある建造物群やそれらと一体となった環境の保存を目的に、当該地区の必要な現状変更を規制する地区。	建築物その他の工作物の建設、宅地造成その他の土地の形質の変更,木材の伐採等
25. 航空機騒音障害防止地区、 航空機騒音防止特別地区	航空機騒音による障害の防止を目的に、防止地区では特定の建築物に防音工事を義務付け、防止特別地区ではそれらの建築を禁止する。	学校、病院、住宅等の建築

○１３種類の用途地域

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、１３種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域

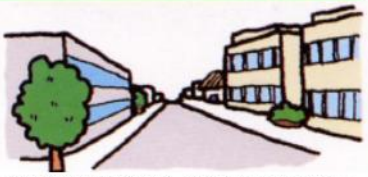

中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

出典：国土交通省発行「みらいに向けたまちづくりのために」

（2）用 途 地 域

（単位：ha、下段は構成比）

都市計画区域名	告示年月日 告示番号	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
小樽都市計画区域	令和3年3月23日 小樽市告示 第90号	740 (19.2)	792 (20.6)	1,237 (32.1)	29 (0.8)	130 (3.4)	78 (2.0)	429 (11.2)	255 (6.6)	158 (4.1)	3,848 (100.0)
札幌圏都市計画区域 （小樽市分）	令和3年3月23日 小樽市告示 第90号							241 (54.8)	26 (5.9)	173 (39.3)	440 (100.0)
合　計（ha）		740 (17.3)	792 (18.5)	1,237 (28.8)	29 (0.7)	130 (3.0)	78 (1.8)	670 (15.6)	281 (6.6)	331 (7.7)	4,288 (100.0)

・小樽都市計画

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	未指定地	計	備考
昭和７年 ２月１日				1,158.30 73.3		169.70 10.7		174.80 11.1		78.10 4.9	1,580.90 100.00	ア
昭和18年 ５月28日				1,550.08 76.5		168.26 8.3		270.28 13.3		38.73 1.9	2,027.35 100.00	イ
昭和28年 ３月24日	建設省告示 第319号			1,560.26 77.0		174.82 8.6	21.68 1.1	270.28 13.2		0.31 0.1	2,027.35 100.00	ウ
昭和31年 ９月５日	建設省告示 第1412号			1,551.23 76.5		183.85 9.1	21.68 1.1	270.28 13.2		0.31 0.1	2,027.35 100.00	エ
昭和39年 ３月14日	建設省告示 第480号			3,664.10 76.9		286.50 6.0	242.00 5.1	571.00 12.0			4,763.60 100.00	オ
昭和40年 ７月２日	建設省告示 第1676号			3,628.00 76.1		285.40 6.0	279.20 5.9	571.00 12.0			4,763.60 100.00	カ
昭和45年 ９月14日	北海道告示 第2291号			2,281.60 67.1		289.5 8.5	388.2 11.4	440.7 13.0			3,400.0 100.00	キ
昭和48年 ５月１日	北海道告示 第1305号	436.0 12.7	768.9 22.5	1,226.20 35.9	125.5 3.7	78.6 2.3	402.1 11.7	216.0 6.3	166.7 4.9		3,420.0 100.00	ク
昭和53年 10月25日	北海道告示 第3268号	747.0 19.8	786.0 20.9	1,219.00 32.4	125.0 3.3	79.0 2.1	390.0 10.3	256.0 6.8	167.0 4.4		3,769.0 100.00	ケ
昭和57年 ９月13日	北海道告示 第1881号	737.0 19.6	795.0 21.1	1,220.00 32.4	125.0 3.3	79.0 2.1	390.0 10.3	256.0 6.8	167.0 4.4		3,769.0 100.00	コ
昭和60年 ３月７日	北海道告示 第327号	746.0 19.7	802.0 21.1	1,223.00 32.2	120.0 3.2	78.0 2.0	399.0 10.5	264.0 7.0	158.0 4.2		3,790.0 100.00	サ
昭和61年 ９月16日	北海道告示 第1506号	739.0 19.5	798.0 21.0	1,221.00 32.2	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 7.0	158.0 4.2		3,790.0 100.00	シ
平成３年 ３月28日	北海道告示 第451号	742.0 19.5	798.0 21.0	1,221.00 32.2	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 7.0	158.0 4.2		3,793.0 100.00	ス
平成４年 10月２日	北海道告示 第1531号	742.0 19.5	798.0 21.0	1,225.00 32.3	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 6.9	158.0 4.2		3,797.0 100.00	セ

ア　旧小樽市の一部
イ　旧高島町の一部を追加指定
ウ　稲穂４丁目、５丁目、長橋中学校周辺等を変更
エ　緑町第一大通、国道沿線（住吉神社付近）を変更

オ　桜・朝里・新光地区及び銭函・張碓地区の一部を追加指定
カ　桜町ロータリー周辺を変更
キ　市街化区域・市街化調整区域の設定に伴い、既定用途地域界を変更するとともに塩谷・蘭島地区を追加指定
ク　建築基準法の改正による全面的変更（８用途）及び中央埠頭、有幌地区の追加
ケ　オタモイ１丁目～３丁目、幸３丁目、赤岩１丁目・２丁目、祝津１丁目～３丁目、高島２丁目・５丁目、富岡２丁目、天神２丁目、奥沢５丁目、真栄２丁目、潮見台１丁目～４丁目、若竹町、築港、桜４丁目・５丁目、新光１丁目・４丁目・５丁目、朝里川温泉１丁目、桂岡町、見晴町、長橋１丁目、清水町、稲穂２丁目、忍路１丁目、祝津３丁目地先、色内３丁目地先公有水面及び築港地先公有水面の各一部の変更
コ　東南地域（望洋台）の内部変更（望洋台２丁目・３丁目の一部に外壁後退距離1.0ｍを決定）
サ　最上２丁目、天神２丁目、奥沢５丁目、新光町、桂岡町、星野町、高島５丁目、祝津２丁目、長橋１丁目・５丁目及び塩谷２丁目の各一部の変更
シ　最上１丁目・２丁目、潮見台２丁目～４丁目、錦町、奥沢５丁目、星野町、真栄２丁目、桜４丁目・５丁目、新光１丁目・２丁目、銭函１丁目・３丁目、朝里川温泉１丁目・２丁目、稲穂１丁目・５丁目、手宮２丁目、長橋２丁目・３丁目、塩谷１丁目・２丁目、望洋台１丁目～３丁目の各一部の変更（望洋台２丁目～４丁目の一部、朝里川温泉１丁目の一部、桜５丁目の一部、若竹町の一部、潮見台1丁目～４丁目の一部、真栄２丁目の一部、奥沢５丁目の一部に外壁後退距離1.0ｍを決定）
ス　オタモイ３丁目地区の特定保留解除（オタモイ３丁目の一部に外壁後退距離1.0ｍを決定）
セ　星野町地区の特定保留解除

・小樽都市計画（平成６年６月変更以降）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
平成６年 ６月１日	小樽市 告示 第86号	746 19.6	－ －	785 20.7	－ －	1,207 31.8	23 0.6	－ －	－ －	131 3.5	78 2.0	405 10.7	264 7.0	158 4.1	3,797 100.0	ソ
平成７年 10月31日	小樽市 告示 第205号	749 19.7	－ －	785 20.7	－ －	1,207 31.8	23 0.6	－ －	－ －	131 3.5	78 2.0	405 10.7	264 6.9	158 4.1	3,800 100.0	タ
平成８年 ８月16日	小樽市 告示 第150号	749 19.7	－ －	785 20.7	－ －	1,207 31.8	23 0.6	－ －	－ －	130 3.5	78 2.0	417 10.9	253 6.7	158 4.1	3,800 100.0	チ
平成８年 12月17日	小樽市 告示 第239号	749 19.6	－ －	785 20.6	－ －	1,225 32.1	23 0.6	－ －	－ －	130 3.5	78 2.0	417 10.9	253 6.6	158 4.1	3,818 100.0	ツ
平成10年 11月６日	小樽市 告示 第195号	749 19.5	－ －	785 20.4	－ －	1,240 32.2	23 0.6	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	テ
平成11年 ６月28日	小樽市 告示 第132号	747 19.4	－ －	785 20.4	－ －	1,242 32.3	23 0.6	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ト
平成14年 12月27日	小樽市 告示 第239号	747 19.4	－ －	785 20.4	－ －	1,242 32.3	23 0.6	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ナ
平成16年 ３月16日	小樽市 告示 第46号	740 19.2	－ －	792 20.6	－ －	1,242 32.3	23 0.6	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ニ
平成17年 ３月29日	小樽市 告示 第54号	740 19.2	－ －	792 20.6	－ －	1,242 32.3	23 0.6	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,847 100.0	ヌ
平成17年 ９月７日	小樽市 告示 第215号	740 19.2	－ －	792 20.6	－ －	1,236 32.1	29 0.8	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,847 100.0	ネ
平成18年 ３月31日	小樽市 告示 第58号	740 19.2	－ －	792 20.6	－ －	1,237 32.1	29 0.8	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,848 100.0	ノ
令和３年 ３月23日	小樽市 告示 第90号	740 19.2	－ －	792 20.6	－ －	1,237 32.1	29 0.8	－ －	－ －	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,848 100.0	ハ

ソ　建築基準法及び都市計画法の改正に伴う全面的変更
（塩谷２丁目、幸２丁目、オタモイ１丁目、長橋５丁目、港町、堺町、住吉町、住ノ江１丁目、若松１丁目、新光３丁目及び銭函２丁目・銭函３丁目の各一部の変更）
タ　オタモイ３丁目地区の特定保留解除（オタモイ３丁目の一部に外壁後退距離1.0ｍを決定）
チ　色内２丁目及び色内３丁目の各一部の変更
ツ　新光町及び新光３丁目の各一部の変更
テ　星野町、港町地先、手宮１丁目地先公有水面及び高島１丁目地先公有水面の各一部の変更
ト　望洋台３丁目、朝里川温泉１丁目、桜５丁目及び潮見台３丁目の各一部の変更
ナ　建築基準法の一部改正により、建蔽率の数値が拡充されたことに伴う建蔽率の指定（今までの数値で指定）
ニ　オタモイ１丁目の一部の変更
ヌ　手宮１丁目、色内３丁目、船浜町及び築港の各一部（0.6ha）を公有水面埋立のため指定
ネ　朝里川温泉２丁目の一部変更

ノ　塩谷１丁目の一部を公有水面埋立のため指定
ハ　塩谷２丁目の一部の変更（第一種住居地域、約0.2ha減）※小数点以下四捨五入するため面積は変わらない。

・札幌圏都市計画（小樽市分）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	未指定地	計	備考
昭和48年 ３月13日	北海道告示 第585号							(384) (100.0)			(384) (100.0)	※ １
昭和48年 ６月１日	北海道告示 第1707号						(120) (21.3)		(264) (78.7)		(384) (100.0)	※ ２
昭和50年 ４月15日							120 21.3		264 78.7		384 100.0	ア
昭和53年 ６月26日	北海道告示 第2014号						126 32.3		264 67.7		390 100.0	イ
昭和54年 12月22日	北海道告示 第3987号						126 32.3		264 67.7		390 100.0	ウ
平成２年 ６月１日							133 33.5		264 66.5		397 100.0	エ

※１　小樽への編入前（石狩町にて当初決定）（面積は小樽市に編入された数字を記載）
※２　建築基準法の改正による全面的変更（４用途→８用途）（石狩町にて変更）（面積は小樽市に編入された数字を記載）
ア　石狩町の一部を編入
イ　樽川ふ頭部分の区域区分の変更に伴い追加指定
ウ　小樽市分については変更なし
エ　行政区域界の変更に伴う用途地域界の変更

・札幌圏都市計画（小樽市分）（平成８年３月変更以降）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
平成８年 ３月29日	北海道 告示 第452号											133 33.5		264 66.5	397 100.0	オ
平成10年 ３月31日	北海道 告示 第461号											159 40.1		238 59.9	397 100.0	カ
平成14年 12月24日	北海道 告示 第2025号											159 40.1		238 59.9	397 100.0	キ
平成17年 ３月29日	北海道 告示 第244号											254 64.0		143 36.0	397 100.0	ク
平成17年 11月８日	北海道 告示 第833号											254 61.4	17 4.1	143 34.5	414 100.0	ケ
平成27年 ３月17日	小樽市 告示 第83号											254 56.1	26 5.7	173 38.2	453 100.0	コ
令和３年 ３月23日	小樽市 告示 第90号											241 54.8	26 5.9	173 39.3	440 100.0	サ

オ　建築基準法及び都市計画法の改正に伴う全面的変更
カ　銭函４丁目の一部を変更
キ　建築基準法の一部改正により、建蔽率の数値が拡充されたことに伴う建蔽率の指定（今までの数値で指定）
ク　銭函４丁目の一部を変更
ケ　銭函５丁目（石狩湾新港西地区）の一部を公有水面埋立のため指定
コ　銭函５丁目（石狩湾新港西地区）の一部を公有水面埋立のため指定
サ　銭函５丁目（石狩湾新港中央水路地区）の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更（第７回定期見直し）

（３）特別用途地区

・小樽都市計画

種　類	告示年月日	告示番号	面積（ha）	備　　考
特別工業地区	昭和48年10月15日決定	小樽市告示第 115号	199	銭函２丁目・３丁目の工業地域内及び銭函３丁目内の工業専用地域内
大規模集客施設制限地区	平成19年11月30日変更	小樽市告示第 268号	429	全ての準工業地域

・札幌圏都市計画（小樽市分）

種　類	告示年月日	告示番号	面積（ha）		備　　考
特別業務地区	平成10年３月31日決定	小樽市告示第 47 号	59		銭函４丁目及び５丁目の準工業地域の各一部
	平成17年３月29日変更	小樽市告示第 53 号	第一種	33	銭函５丁目の準工業地域の一部
			第二種	121	銭函４丁目の準工業地域
大規模集客施設制限地区	平成19年11月30日変更	小樽市告示第268号	100		全ての準工業地域（特別業務地区（第一種・第二種）は除く）
	令和３年３月23日変更	小樽市告示第90号	87		石狩湾新港中央水路地区の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更

（４）高度地区

告示年月日	告示番号	面積（ha）	備　　考
昭和27年９月４日決定	建設省告示第1171号	0.686	・船見通 ・建築物の高さの最低限度は９ｍ（ただし、建築面積の３分の１以内の部分は除く）

（５）高度利用地区

告示年月日	告示番号	面積（ha）	備　　考
昭和45年２月７日決定	小樽市告示第　17号	5.7	・稲穂２丁目・３丁目の一部
昭和51年11月11日変更	小樽市告示第 178号	2.8	・小樽駅前再開発区域に区域変更
平成８年３月11日変更	小樽市告示第　48号	3.7	【稲北地区】 （稲穂５丁目の一部、0.9ha）を追加指定 ・容積率の最高限度　40/10以下 ・容積率の最低限度　20/10以上 ・建蔽率の最高限度 7/10以下 （ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする） ・建築面積の最低限度　300㎡以上 ・壁面の位置の制限（2.0m）
平成18年９月11日変更	小樽市告示第 233号	3.8	【小樽駅前地区】 （稲穂２丁目・３丁目の一部、2.9ha） 小樽駅前地区を市街地再開発事業（小樽駅前　第３ビル周辺地区）に伴い区域拡大 ・容積率の最高限度　60/10以下 ・容積率の最低限度　20/10以上 ・建蔽率の最高限度 8/10以下 （ただし、耐火建築物にあっては　9/10） （ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする） ・建築面積の最低限度　300㎡以上

（６）防火地域・準防火地域

告示年月日	告示番号	面積（ha）		
		防火地域	準防火地域	計
昭和24年10月４日決定	建設省告示第 833号	－	280.22 (ア)	280.22
昭和27年10月３日変更	建設省告示第1267号	1.72 (イ)	278.50 (ウ)	280.22
昭和31年９月５日変更	建設省告示第1413号	1.72	305.79 (エ)	307.51
昭和39年11月５日変更	建設省告示第3097号	1.72	552.18 (オ)	553.90
昭和48年５月１日変更	小樽市告示第　41号	15.3 (カ)	652.1 (キ)	667.4
昭和53年10月25日変更	小樽市告示第 160号	16.0 (ク)	651.4	667.4
昭和53年10月25日変更	小樽市告示第 161号	16.0	651.4 (ケ)	667.4
昭和61年９月16日変更	小樽市告示第 195号	17.0 (コ)	658.0 (サ)	675.0
平成８年８月16日変更	小樽市告示第 152号	17.0	686.0 (シ)	703.0
平成17年３月29日変更	小樽市告示第　55号	17	686 (ス)	703
平成18年９月11日変更	小樽市告示第 233号	17	686 (セ)	703

（ア）旧市街地を指定
（イ）大通北線及び船見通の一部を指定
（ウ）（イ）の防火地域を除く
（エ）色内小学校付近と緑町商店街を加える
（オ）旧商業地域等を対象とする
（カ）容積率600％の区域及び船見通の一部を指定
（キ）商業地域・近隣商業地域及びその周辺の過密地域を追加指定（第１～３埠頭を除く）
（ク）容積率600％の変更区域(0.7ha)を加える
（ケ）（ク）の変更部分（0.7ha）を除く
（コ）容積率600％の拡大区域を追加
（サ）近隣商業地域（塩谷１・２丁目、新光１・２丁目、銭函１丁目）等を追加指定
（シ）小樽築港駅周辺地区再開発地区計画区域（28.0ha）を追加指定
（ス）色内３丁目の一部（0.1ha）を追加指定
（セ）小樽築港周辺地区地区計画変更に伴い、高度利用の見込みがたたない区域(0.1ha)を指定解除

（７）駐車場整備地区

告示年月日	告示番号	面積（ha）	備考
昭和50年３月31日決定	小樽市告示第　45号	71	商業地域（稲穂、花園、色内等）

（８）臨港地区

・小樽都市計画

告示年月日	告示番号	面積（ha）	備考
昭和36年３月16日決定	建設省告示第 495号	132.0	
昭和63年８月22日決定	北海道告示第1378号	189	高島地区、手宮・北浜地区、色内ふ頭地区、第３号ふ頭地区、中央ふ頭地区、有幌地区、勝納ふ頭地区及び若竹ふ頭地区を追加し、出抜小路地区、住吉地区及び入船五差路地区を削除
平成８年８月16日変更	北海道告示第1276号	185	高島地区、手宮地区を追加し、若竹地区を削除
平成13年６月15日変更	北海道告示第1087号	192.2	港町の一部を追加、高島１丁目・手宮１丁目の各一部を削除
平成17年３月29日変更	北海道告示第 244号	192.4	手宮１丁目、色内３丁目の各一部を追加

・札幌圏都市計画

告示年月日	告示番号	面積（ha）	備考
昭和60年５月30日決定	北海道告示第 918号	257	石狩湾新港地域、石狩町180ha、小樽市77ha （内訳は行政区域界変更後の面積）
平成28年２月19日変更	北海道告示第127号	391	石狩湾新港地域、石狩市259.8ha、小樽市130.9ha ※指定：東第一地区、中央地区、西地区、中央水路第一地区、中央水路第二地区 ※削除：東第二地区、中央水路第三地区 ※GIS求積による誤差修正
令和３年３月23日変更	北海道告示第230号	393	石狩湾新港地域、石狩市261.6ha、小樽市130.9ha ※指定：中央地区

都　市　施　設

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（1）道　　路

・小樽都市計画道路の決定経過

告示年月日	告示番号	内　　容
昭和10年10月12日	内務省告示第 548号	公園通外25線を決定
昭和23年	建設省告示第 523号	出抜小路線、若竹線の追加
昭和24年１月31日	建設省告示第　64号	花園学校通、於古発川通、舟見通南線及び舟見通北線の４線を追加
昭和28年３月24日	建設省告示第 320号	錦町線の延長増と広場の新設
昭和30年12月20日	建設省告示第1500号	北浜線、税関前通の２線を追加。緑町線、龍宮通及び海岸高島線の３線の延長増
昭和32年４月23日	建設省告示第 639号	東通南線の南小樽駅前に交通広場を新設
昭和34年３月23日	建設省告示第 416号	若松線の奥沢２丁目に広場を新設。海岸高島線の延長増
昭和36年３月16日	建設省告示第 426号	高商通の名称を花穂中央線に変更し、延長増と広場の新設。入舟線の延長増と広場の新設。大通北線、色内川通及び奥船線の３線の幅員を拡幅
昭和38年10月28日	建設省告示第2710号	従来の公園通外33線を全面廃止し、新たに花園学校通外25線を決定
昭和40年７月２日	建設省告示第1670号	銭函地区に新しく銭函中央線外５線を追加
昭和41年８月25日	建設省告示第2912号	小樽中央線の延長増、本通線の線形変更と延長減、入舟線の延長増、手宮仲通を臨港線より分離し新しく追加。祝津山手線の臨港線の変更に伴う延長減、臨港線の名称、起終点、幅員及び線形等の全面的変更。海岸高島線の一部幅員の拡幅
昭和43年３月30日	建設省告示第 807号	小樽中央線の線形変更
昭和44年３月31日	建設省告示第1283号	朝里温泉通の線形変更
昭和45年２月７日	北海道告示第 308号	小樽駅前再開発事業に伴う中央通の幅員拡幅、延長減及び小樽中央線の幅員拡幅及び小樽駅前広場の増
昭和46年５月８日	北海道告示第1392号	本通線の量徳橋の幅員変更
昭和47年５月23日	小樽市告示第 123号	道路網の見直しにより東小樽線、東通線及び公園東通を全面変更
昭和47年７月７日	北海道告示第2231号	道路網の見直しにより花園学校通外31路線を全面変更し、新たに住吉線、蘭島中央線、幸線、オタモイ線、蘭島仲通、蘭島海岸線、御膳水通を追加決定
昭和47年８月18日	北海道告示第2640号	臨港線の一部幅員拡幅
昭和47年８月18日	小樽市告示第 162号	中央埠頭線の追加
昭和52年７月13日	北海道告示第2186号	従来の西星置線の名称を道央新道に変更し、起終点、幅員及び線形等全面的に変更。小樽中央線の線形変更。銭函海岸線の一部の幅員を縮小し、終点を延長。新宮横通の一部の幅員を拡幅
昭和52年７月13日	小樽市告示第 105号	銭函山手線を追加決定
昭和53年４月10日	北海道告示第1035号	朝里温泉通の線形変更
昭和53年10月25日	北海道告示第3269号	東小樽環状線、望洋線及び桜台線を追加決定
昭和53年10月25日	小樽市告示第 162号	東小樽線の一部幅員拡幅
昭和55年７月８日	北海道告示第1763号	海岸高島線、東小樽環状線の線形変更
昭和55年９月20日	北海道告示第2361の2号	臨港線、手宮仲通の幅員の変更
昭和56年８月10日	北海道告示第1763号	小樽中央線の線形及び幅員の変更。臨港線の一部の幅員の拡幅。長橋大通、長橋小学校通の追加
昭和56年11月９日	北海道告示第2383号	祝津山手線の一部の線形の変更
昭和61年５月15日	北海道告示第 746号	臨港線及び中央通の一部区域の変更
昭和61年８月28日	北海道告示第1420号	長橋小学校通の一部の幅員の変更及び区域の変更
昭和63年６月30日	北海道告示第1058号	祝津山手線の一部幅員の拡幅変更
平成２年６月４日	北海道告示第 766号	新宮横通の一部区域の変更
平成２年６月４日	小樽市告示第　78号	銭函山手線の一部区域の変更
平成２年10月18日	北海道告示第1491号	小樽中央線の起点、線形及び一部幅員の変更
平成２年10月29日	小樽市告示第 159号	駅前パーキング前通を追加決定
平成３年10月８日	北海道告示第1571号	東小樽環状線の線形及び一部区域の変更

告示年月日	告示番号	内　　容
平成４年３月10日	北海道告示第 331号	幸線の線形及び一部区域の変更
平成４年６月23日	北海道告示第 990号	和宇尻中央通、礼文塚通、歌棄通及び銭函新通を追加決定
平成６年11月25日	北海道告示第1766号	臨港線の構造の変更。勝納築港線、築港海岸通を追加決定
平成６年11月25日	小樽市告示第 196号	東小樽線の一部区域の変更。マリンロードの追加決定
平成７年12月22日	北海道告示第1926号	長橋線の一部区域の変更。望洋線の起点及び線形の変更
平成８年６月４日	北海道告示第 857号	祝津山手線の終点及び線形の変更
平成８年９月20日	北海道告示第1461号	ほしみ駅南通の追加決定
平成９年８月15日	北海道告示第1334号	小樽中央線の線形及び一部幅員の拡幅変更
平成９年11月14日	北海道告示第1800号	小樽中央線の線形の変更
平成10年10月６日	北海道告示第1707号	新宮横通の終点、線形及び一部区域の変更。銭函山手線の一部区域の変更
平成11年12月10日	北海道告示第2030号	小樽山手通、塩谷小学校通の追加
平成13年11月30日	北海道告示第2011号	臨港線の一部幅員及び区域の変更、車線の数の決定。朝里温泉通の線形及び一部幅員の変更、車線の数の決定
平成15年３月14日	北海道告示第 412号	中央通ほか44路線の車線の数の決定
平成15年３月14日	小樽市告示第　34号	東小樽線ほか５路線の車線の数の決定
平成17年６月17日	北海道告示第 472号	臨港線の一部構造、一部車線の数、一部幅員及び区域の変更、一部区域の廃止。勝納築港線の構造及び起点の変更
平成17年６月17日	小樽市告示第 152号	新富線の起点の変更
平成17年９月13日	北海道告示第 687号	朝里温泉通の終点、一部区域及び線形の変更
平成19年９月21日	北海道告示第 613号	臨港線の一部区域の変更
令和３年３月23日	北海道告示第 230号	小樽中央線の一部区域の変更
令和５年10月６日	北海道告示第 487号	若松線に北海道新幹線新小樽（仮称）駅駅前広場を新設
令和７年３月18日	北海道告示第 154号	臨港線及び朝里温泉通の一部区域の変更 小樽中央線、蘭島中央線、若松線及び海岸高島線の一部区域並びに構造の変更 本通線の終点、一部区域、構造及び幅員の縮小変更 銭函海岸線の構造の変更 新宮横通を銭函インター線に名称変更し、起点及び構造の変更
令和７年３月18日	小樽市告示第　84号	中央通、緑山手線、長橋線及び幸線の一部区域の変更 花園学校通及び公園通の起点、一部区域、車線数、幅員の縮小並びに構造の変更 住吉線の起点及び構造の変更 銭函運河線、東小樽線及び桜台線の起点、一部区域並びに構造の変更 手宮仲通の一部区域、一部幅員の縮小及び構造の変更 入舟線の一部区域及び構造の変更 大通北線の起点、終点、一部区域及び構造の変更 高島中央線、新富線、蘭島仲通、蘭島海岸線及び東通線の廃止 祝津山手線の構造の変更 花穂中央線を富岡線に名称変更し、起点、終点及び構造の変更 最上町線、オタモイ線及び十万坪線の終点の変更

・札幌圏都市計画（小樽市分）道路の決定経過

告示年月日	告示番号	内　　容
昭和52年７月13日	北海道告示第2185号	道央新道、樽川埠頭通、小樽・石狩通、流通通を決定
平成16年４月６日	北海道告示第 391号	道央新道、ほか３路線の車線の数の決定、樽川埠頭通の名称の変更

・小樽都市計画道路表

名称				主な幅員	延長	摘要	改良済延長	整備済延長
区分	規模	番号	路線名	(m)	(m)		(m)	(m)
1	3	1	小樽山手通	24	22,640	平成11年12月10日北海道告示第2030号	22,160	430
3	1	500	道央新道	45	2,280	平成15年３月14日北海道告示第 412号	2,280	2,280
3	2	1	中央通	36	550	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	550	550
3	2	2	花園学校通	32	280	〃	280	0
3	2	4	臨港線	30	3,550	令和７年３月18日北海道告示第 154号	3,350	3,350
3	3	5	住吉線	27	410	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	410	40
3	5	6	公園通	14.5	360	〃	360	0
3	3	7	小樽中央線	25	28,740	令和７年３月18日北海道告示第 154号	28,740	28,550
3	3	8	蘭島中央線	22	1,800	〃	720	720
3	4	9	銭函運河線	20	1,400	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	1,400	1,400
3	5	10	手宮仲通	14	1,700	〃	1,500	480
3	4	11	龍宮通	18	530	平成15年３月14日北海道告示第 412号	320	320
3	4	12	緑山手線	18	4,000	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	2,820	2,600
3	4	13	入舟線	18	2,220	〃	1,700	1,700
3	4	14	若松線	18	3,800	令和７年３月18日北海道告示第 154号	3,800	3,800
3	4	15	本通線	16	720	〃	720	0
3	4	16	大通北線	18	780	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	780	780
3	4	17	朝里温泉通	18	4,210	令和７年３月18日北海道告示第 154号	4,210	4,210
3	4	18	銭函海岸線	18	1,840	〃	210	0
3	4	20	祝津山手線	16	4,740	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	2,850	2,850
3	4	21	長橋線	16	1,840	〃	680	670
3	4	22	富岡線	16	1,150	〃	1,150	1,150
3	4	23	公園南通	16	1,030	平成15年３月14日北海道告示第 412号	0	0
3	4	24	最上町線	16	860	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	860	860
3	4	25	奥船線	16	640	平成15年３月14日北海道告示第 412号	0	0
3	4	27	桜町本通	16	880	〃	880	0
3	4	28	幸線	16	1,880	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	1,880	1,880
3	4	29	オタモイ線	16	1,110	〃	0	0
3	4	32	十万坪線	16	1,290	〃	1,290	1,290
3	4	33	御膳水通	16	310	平成15年３月14日北海道告示第 412号	0	0
3	5	34	東小樽線	13	1,030	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	1,030	1,030
3	5	36	公園東通	12	1,150	平成15年３月14日小樽市告示第 34号	230	0
3	5	37	銭函インター線	12	960	令和７年３月18日北海道告示第 154号	960	960
3	6	38	海岸高島線	11	4,280	〃	4,280	4,280
3	6	39	中央埠頭線	8.5	300	平成15年３月14日小樽市告示第 34号	300	300
3	5	41	銭函山手線	12	540	〃	540	540
3	5	42	東小樽環状線	14	7,490	平成15年３月14日北海道告示第 412号	3,070	3,070
3	4	43	望洋線	18	3,800	〃	3,800	3,800
3	4	44	桜台線	18	1,730	令和７年３月18日小樽市告示第 84号	1,730	1,730
3	4	45	長橋大通	18	3,210	平成15年３月14日北海道告示第 412号	3,210	3,210
3	4	46	長橋小学校通	16	390	〃	390	390
3	4	47	和宇尻中央通	20	1,960	〃	780	780
3	4	48	礼文塚通	18	560	〃	560	560
3	4	49	歌棄通	18	430	〃	0	0
3	4	50	銭函新通	18	460	〃	460	310

・小樽都市計画道路表

名称				主な幅員(m)	延長(m)	摘要	改良済延長(m)	整備済延長(m)
区分	規模	番号	路線名					
3	3	51	勝納築港線	27	110	平成17年６月17日北海道告示第 472号	110	110
3	3	52	築港海岸通	25	1,180	平成15年３月14日北海道告示第 412号	1,180	1,180
3	4	53	ほしみ駅南通	21	70	〃	70	70
3	3	54	塩谷小学校通	22	1,620	平成11年12月10日北海道告示第2030号	0	0
7	6	1	駅前ﾊﾟｰｷﾝｸﾞ前通	11	50	平成15年３月14日小樽市告示第 34号	40	40
8	5	1	マリンロード	14	170	平成６年11月25日小樽市告示第 196号	170	170
計			５１ 路 線		129,030		108,810 84.33%	82,440 63.89%

・札幌圏都市計画（小樽市分）道路表

名称				主な幅員(m)	延長(m)	摘要	改良済延長(m)	整備済延長(m)
区分	規模	番号	路線名					
3	1	500	道央新道	45	1,310	平成16年４月６日北海道告示第 391号	1,310	1,310
3	1	501	小樽・石狩通	50	960	〃	960	960
3	1	502	流通通	50	390	〃	390	390
3	2	503	樽川埠頭通	30	2,110	〃	2,110	2,110
計			４ 路 線		4,770		4,770 100%	4,770 100%

（2）公園・緑地

・小樽都市計画公園及び小樽都市計画緑地の決定経過

告示年月日	告示番号	内　　容
昭和16年５月10日	内務省告示第 272号	**若竹公園、手宮公園**を当初決定。
昭和17年５月13日	内務省告示第 330号	**小樽公園**の追加。
昭和18年５月８日	建設省告示第 275号	**平磯公園**の追加。
昭和23年８月27日	建設省告示第　47号	**汐見台公園、天神公園**の追加。**手宮公園**の面積及び区域の変更。
昭和25年６月17日	建設省告示第 544号	**奥沢２丁目公園**の追加。
昭和25年６月17日	建設省告示第 546号	**奥沢４丁目公園**の追加。
昭和26年12月３日	建設省告示第1022号	**入舟公園**の追加。**小樽公園**の面積及び区域の変更。
昭和30年３月31日	建設省告示第 381号	**二楽園**の追加。
昭和30年３月31日	建設省告示第 382号	**入舟公園**の面積及び区域の変更。
昭和33年３月31日	建設省告示第 793号	**二楽園**の公園名の変更（変更後、**もがみ公園**）。
昭和37年３月14日	建設省告示第 546号	**奥沢２丁目公園**の区域の変更。**奥沢４丁目公園**の面積及び区域の変更。
昭和40年７月２日	建設省告示第1670号	**さくら公園**の追加。
昭和42年３月15日	建設省告示第 603号	**平磯公園**の面積及び区域の変更。
昭和43年６月19日	建設省告示第1639号	**じゅらく台公園、はまなす公園、あかしや公園、しらかば公園、ながら公園**の追加。
昭和45年４月30日	小樽市告示第　60号	**桂岡中央公園**の追加。
昭和45年９月14日	北海道告示第2282号	**朝里中央公園、稲穂公園、梅ヶ枝芝公園、幸中央公園、からまつ公園**の追加。**若竹公園**の種別、面積及び区域の変更。
昭和46年３月４日	小樽市告示第　41号	**ひまわり公園、高島公園**の追加。
昭和46年３月31日		**天神公園**の面積及び区域の変更。
昭和46年11月25日	小樽市告示第164号2	**銭函公園**の追加。
昭和47年５月９日	小樽市告示第 117号	**桜２丁目公園、幸４丁目公園**の追加。
昭和48年３月７日	小樽市告示第　21号	**むつみ公園**の追加。**若竹公園**の番号及び区域の変更。**奥沢２丁目公園**の番号、公園名（変更後、**奥沢１丁目公園**）及び位置の変更。**じゅらく台公園、はまなす公園、あかしや公園、しらかば公園、ながら公園**の番号、位置及び面積表示の変更。**桂岡中央公園、ひまわり公園、高島公園、銭函公園**の番号の変更。
昭和48年３月９日	北海道告示第 543号	**汐見台公園、天神公園、もがみ公園、さくら公園**の番号、位置及び面積表示の変更。**奥沢４丁目公園**の番号、公園名（変更後、**奥沢２丁目公園**）、位置及び面積表示の変更。**朝里中央公園、稲穂公園、からまつ公園**の番号の変更。**梅ヶ枝芝公園、幸中央公園**の番号及び位置の変更。**入舟公園**の番号及び面積表示の変更。**平磯公園、手宮公園、小樽公園**の種別、番号、位置及び面積表示の変更。
昭和49年２月４日	小樽市告示第　14号	**赤岩公園、あけぼの公園、すずらん公園**の追加。
昭和50年２月10日	小樽市告示第　20号	**なかよし公園**の追加。
昭和51年１月30日	小樽市告示第　12号	**しらゆり公園、新光西公園**の追加。
昭和51年９月11日	北海道告示第3207号	**桜丘の上公園**の追加。
昭和53年１月７日	小樽市告示第　 3号	**新光東公園、おこばち公園、松山公園**の追加。
昭和54年３月23日	小樽市告示第　32号	**かもめが丘公園、新光南公園、ひばりが丘公園**の追加。**奥沢１丁目公園**の公園名の変更（変更後、**奥沢記念公園**）。
昭和54年３月29日	北海道告示第 823号	**末広公園**の追加。**手宮公園**の位置、面積及び区域の変更。
昭和54年３月31日	建設省令第　 7号	都市公園法施行規則の一部改正により、「一般公園」を「地区公園、総合公園」に改正。
昭和54年４月５日	北海道告示第 958号	**奥沢２丁目公園**の公園名の変更（変更後、**栗山公園**）。
昭和55年５月26日	小樽市告示第　88号	**赤岩北公園、どんぐり公園**の追加。
昭和56年５月28日	小樽市告示第　78号	**たんぽぽ公園、いしやま公園、らいらっく公園、ほしの公園**の追加。
昭和56年10月８日	北海道告示第2205号	**からまつ公園**の種別、番号、位置、面積及び区域の変更。
昭和57年２月24日	小樽市告示第　27号	**オタモイ３丁目公園、望洋１号公園、うたすつ公園**の追加。**高島公園**の面積及び区域の変更。

・小樽都市計画公園及び小樽都市計画緑地の決定経過

告示年月日	告示番号	内　　容
昭和57年８年31日	小樽市告示第 147号	**かえで公園、みどり公園、はまべ公園**の追加。
昭和58年７月５日	小樽市告示第 103号	**とみおか公園**の追加。
昭和58年８月１日	北海道告示第1490号	**望洋東公園**の追加。
昭和59年１月６日	小樽市告示第　1号	**うみねこ公園、ちどり公園、うみどり公園**の追加。
昭和59年３月22日	北海道告示第 468号	**朝里川公園**の追加。
昭和60年２月８日	小樽市告示第　13号	**はるか公園、銭函１丁目公園、ヤチダモ公園**の追加。
昭和61年５月15日	北海道告示第 746号	**平磯公園**の種別及び番号の変更。入舟公園の種別、番号及び公園名の変更。**小樽公園**の種別の変更。
昭和61年５月16日	小樽市告示第 106号	**こざくら公園、あおばと公園、やまぶき公園、てんとうむし公園、ななかまど公園、山の上公園、やまびこ公園、きらいち公園、すずむし公園、きりぎりす公園、みつばち公園**の追加。**むつみ公園**の面積及び区域の変更。**望洋１号公園**の公園名の変更（変更後、**こおろぎ公園**）。
昭和61年５月16日	小樽市告示第 107号	**望洋台東緑道**の追加。
昭和63年３月10日	北海道告示第 324号	**色内埠頭公園**の追加。
昭和63年12月16日	小樽市告示第 216号	**かっこう公園、杉の子公園、蘭島駅前公園**の追加。
平成元年12月12日	小樽市告示第 170号	**とりで公園、ふれあい公園**の追加。
平成元年12月12日	小樽市告示第 171号	**銭函レストパーク**の追加。
平成元年12月14日	北海道告示第1882号	**銭函中央公園**の追加。
平成２年８月16日	北海道告示第1141号	**天神公園**の区域の変更。
平成２年10月18日	北海道告示第1491号	**長橋なえぼ公園**の追加。
平成３年３月28日	小樽市告示第　40号	**ひふみ公園**の追加。
平成３年８月30日	北海道告示第1371号	**からまつ公園**の区域の変更。
平成３年９月４日	小樽市告示第 142号	**うみねこ公園**の区域の変更。
平成４年10月６日	小樽市告示第 145号	**新光北公園、ほしの丘の上公園**の追加。
平成５年６月30日	建設省令第　14号	都市公園法施行規則の一部改正により、「児童公園」を「街区公園」に改正。
平成６年６月３日	北海道告示第 869号	**朝里川公園**の区域の変更。
平成６年６月３日	小樽市告示第　91号	**錦台公園**の追加。
平成７年７月12日	小樽市告示第 145号	**ひふみ公園**の公園名の変更（変更後、**あじさい公園**）。
平成７年12月11日	小樽市告示第 227号	**みつばち公園**の面積及び区域の変更。
平成７年12月11日	小樽市告示第 228号	**望洋台東緑道**の区域の変更。
平成９年３月14日	小樽市告示第　36号	**築港広場公園**の追加。
平成11年６月28日	小樽市告示第 133号	**奥沢記念公園**の区域の変更。
平成13年４月20日	小樽市告示第　85号	**入船公園**の区域の変更。
平成17年10月18日	小樽市告示第 238号	**もがみ公園**の位置及び区域の変更。
平成26年２月21日	小樽市告示第　41号	**小樽公園**の区域の変更。

種別	名称		位置	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)	当初計画決定年月日	最終計画変更年月日
	番号	公園名					
	2･2･1	若竹公園	若竹町	0.25	0.25	16.5.10(内) 272号	48.3.7(市) 21号
	2･2･2	奥沢記念公園	奥沢１丁目	0.22	0.22	25.6.17(建) 544号	H11.6.28(市) 133号
	2･2･3	じゅらく台公園	朝里２丁目	0.39	0.39	43.6.19(建)1639号	48.3.7(市) 21号
	2･2･4	はまなす公園	朝里３丁目	0.31	0.31	〃	〃
	2･2･5	あかしや公園	新光１丁目	0.35	0.35	〃	〃
	2･2･6	しらかば公園	新光５丁目	0.52	0.52	〃	〃
	2･2･7	桂岡中央公園	桂岡町	0.31	0.31	45.4.30(市) 60号	〃
	2･2･8	ながら公園	新光５丁目	0.46	0.46	43.6.19(建)1639号	〃
	2･2･9	ひまわり公園	稲穂１丁目	0.06	0.06	46.3.4(市) 41号	〃
	2･2･10	高島公園	高島３丁目	0.43	0.43	〃	57.2.24(市) 27号
	2･2･11	銭函公園	銭函２丁目	0.16	0.16	46.11.25(市)164号2	48.3.7(市) 21号
	2･2･12	桜２丁目公園	桜２丁目	0.37	0.37	47.5.9(市) 117号	
	2･2･13	幸４丁目公園	幸４丁目	0.24	0.24	〃	
	2･2･14	むつみ公園	長橋４丁目	0.10	0.10	48.3.7(市) 21号	61.5.16(市) 106号
	2･2･15	赤岩公園	赤岩１丁目	0.16	0.16	49.2.4(市) 14号	
	2･2･16	あけぼの公園	桂岡町	0.32	0.32	〃	
	2･2･17	すずらん公園	幸３丁目	0.13	0.13	〃	
	2･2･18	なかよし公園	長橋３丁目	0.12	0.12	50.2.10(市) 20号	
	2･2･19	しらゆり公園	銭函２丁目	0.12	0.12	51.1.30(市) 12号	
	2･2･20	新光西公園	新光１丁目	0.12	0.12	〃	
	2･2･21	新光東公園	新光２丁目	0.12	0.12	53.1.7(市) 3号	
	2･2･22	おこばち公園	最上２丁目	0.11	0.11	〃	
	2･2･23	松山公園	長橋５丁目	0.12	0.12	〃	
	2･2･24	かもめが丘公園	高島５丁目	0.31	0.30	54.3.23(市) 32号	
	2･2･25	新光南公園	新光３丁目	0.12	0.12	〃	
	2･2･26	ひばりが丘公園	桂岡町	0.13	0.13	〃	
	2･2･27	赤岩北公園	赤岩２丁目	0.21	0.21	55.5.26(市) 88号	
街区	2･2･28	どんぐり公園	桂岡町	0.13	0.13	〃	
	2･2･29	たんぽぽ公園	塩谷２丁目	0.05	0.05	56.5.28(市) 78号	
	2･2･30	いしやま公園	石山町	0.06	0.06	〃	
	2･2･31	らいらっく公園	桂岡町	0.27	0.27	〃	
	2･2･32	ほしの公園	星野町	0.13	0.13	〃	
	2･2･33	ｵﾀﾓｲ３丁目公園	オタモイ３丁目	0.23	0.23	57.2.24(市) 27号	
	2･2･34	かえで公園	入船２丁目	0.10	0.10	57.8.31(市) 147号	
	2･2･35	こおろぎ公園	望洋台１丁目	0.26	0.26	57.2.24(市) 27号	61.5.16(市) 106号
	2･2･36	うたすつ公園	銭函１丁目	0.24	0.24	〃	
	2･2･37	みどり公園	緑１丁目	0.14	0.14	57.8.31(市) 147号	
	2･2･38	はまべ公園	塩谷１丁目	0.13	0.13	〃	
	2･2･39	とみおか公園	富岡２丁目	0.08	0.08	58.7.5(市) 103号	
	2･2･40	うみねこ公園	祝津２丁目	0.05	0.05	59.1.6(市) 1号	H3.9.4(市) 142号
	2･2･41	ちどり公園	朝里１丁目	0.06	0.06	〃	
	2･2･42	うみどり公園	銭函２丁目	0.08	0.08	〃	
	2･2･43	はるか公園	春香町	0.15	0.15	60.2.8(市) 13号	
	2･2･44	銭函１丁目公園	銭函１丁目	0.10	0.10	〃	
	2･2･45	ヤチダモ公園	銭函３丁目	0.18	0.18	〃	
	2･2･46	こざくら公園	桜２丁目	0.16	0.16	61.5.16(市) 106号	
	2･2･47	あおばと公園	張碓町	0.19	0.19	〃	
	2･2･48	やまぶき公園	オタモイ１丁目	0.15	0.15	〃	
	2･2･49	てんとうむし公園	望洋台２丁目	0.19	0.19	〃	
	2･2･50	ななかまど公園	入船４丁目	0.07	0.07	〃	
	2･2･51	山の上公園	富岡２丁目	0.51	0.51	〃	
	2･2･52	やまびこ公園	富岡２丁目	0.13	0.13	〃	
	2･2･53	きらいち公園	星野町	0.10	0.10	〃	
	2･2･54	すずむし公園	望洋台２丁目	0.16	0.16	〃	

・都市計画公園及び都市計画緑地

種別	名称		位置	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)	当初計画決定年月日	最終計画変更年月日
	番号	公園名					
街区	2･2･55	きりぎりす公園	望洋台２丁目	0.19	0.19	61．5．16(市) 106号	
	2･2･56	みつばち公園	望洋台３丁目	0.21	0.21	〃	H7.12.11(市) 227号
	2･2･57	かっこう公園	松ケ枝２丁目	0.13	0.13	63.12.16(市) 216号	
	2･2･58	杉の子公園	塩谷１丁目	0.20	0.20	〃	
	2･2･59	蘭島駅前公園	蘭島１丁目	0.19	0.19	〃	
	2･2･60	とりで公園	新光３丁目	0.28	0.28	H1.12.12(市) 170号	
	2･2･61	ふれあい公園	張碓町	0.25	0.25	〃	
	2･2･62	あじさい公園	オタモイ３丁目	0.10	0.10	H3．3．28(市) 40号	H7．7．12(市) 145号
	2･2･63	新光北公園	新光１丁目	0.10	0.10	H4.10．6(市) 145号	
	2･2･64	ほしの丘の上公園	星野町	0.20	0.20	〃	
	2･2･65	錦台公園	稲穂５丁目	0.30	0	H6．6．3(市) 91号	
	小計	65		12.51	12.20		
近隣	3･3･1	汐見台公園	汐見台４丁目	1.7	1.7	23．8．27(建) 47号	48．3．9(道) 543号
	3･3･2	天神公園	天神１丁目	1.4	1.4	〃	H2．8．16(道)1141号
	3･3･3	栗山公園	奥沢２丁目	1.2	1.2	25．6．17(建) 546号	54．4．5(道) 958号
	3･3･5	もがみ公園	最上２丁目及び松ヶ枝２丁目	1.9	1.9	30．3．31(建) 381号	H17.10.18(市)238号
	3･3･6	さくら公園	桜１丁目	1.5	1.5	40．7．2(建)1670号	48．3．9(道) 543号
	3･3･7	朝里中央公園	新光町	1.8	1.8	45．9．14(道)2282号	〃
	3･3･8	望洋東公園	望洋台１丁目	3.1	3.1	58．8．1(道)1490号	
	3･3･9	稲穂公園	稲穂５丁目	1.0	0	45．9．14(道)2282号	48．3．9(道) 543号
	3･3･10	梅ケ枝芝公園	梅ケ枝町	1.1	1.1	〃	〃
	3･3･11	幸中央公園	幸３丁目	1.4	1.4	〃	〃
	3･3･12	桜丘の上公園	桜３丁目	1.2	1.2	51．9．11(道)3207号	
	3･3･13	末広公園	末広町	1.2	1.2	54．3．29(道) 823号	
	小計	12		18.5	17.5		
地区	4･4･1	からまつ公園	最上2丁目及び緑5丁目	5.4	3.3	45．9．14(道)2282号	H3．8．30(道)1371号
	4･4･2	朝里川公園	新光1丁目及び桜3丁目	7.1	5.3	59．3．22(道) 468号	H6．6．3(道) 869号
	4･4･3	平磯公園	若竹町	5.6	5.6	18．5．8(建) 275号	61．5．15(道) 746号
	4･3･4	入船公園	入船５丁目	3.4	3.4	26.12．3(建)1022号	H13.4.20(市) 85号
	4･3･5	色内埠頭公園	色内３丁目	3.7	3.7	63．3．10(道) 324号	
	4･3･6	銭函中央公園	銭函３丁目	2.5	2.5	H1.12.14(道)1882号	
	小計	6		27.7	23.8		
総合	5･5･1	手宮公園	手宮1,2,3丁目	19.8	19.7	16．5．10(内) 272号	54．3．29(道) 823号
	5･5･2	小樽公園	花園５丁目	23.5	23.5	17．5．13(内) 330号	H26.2.21(市) 41号
	5･5･3	長橋なえぼ公園	幸１丁目	31.1	31.1	H2.10.18(道)1491号	
	小計	3		74.4	74.3		
緑地	1	望洋台東緑道	望洋台2,3丁目	0.47	0.47	61．5．16(市) 107号	H7.12.11(市) 228号
	2	銭函レストパーク	銭函３丁目	0.52	0	H1.12.12(市) 171号	
	3	築港広場公園	築港	0.53	0.53	H9．3．14(市) 36号	
	小計	3		1.52	1.00		
	合計	89		134.63	128.80 86箇所		

（3）下　水　道

・小樽都市計画下水道の決定経過

告示年月日	告示番号	面　積（ha）		備　　考
		計画決定	事業認可	
昭和33年３月26日決定	建設省告示第 503号	626.09	626.09	旧市街地
昭和35年６月２日変更	建設省告示第1036号	680.04	680.04	桜地区の一部を加える
昭和42年12月21日変更	建設省告示第4346号	680.04	680.04	雨水渠延長8,390mを追加
昭和50年６月24日変更	小樽市告示第 104号	2,412	1,730	朝里、若竹、高島、祝津地区を新規に追加し、他地区を拡大
昭和55年２月８日変更	小樽市告示第　27号	2,801	1,930	市街化区域の見直しに合わせ下水道計画区域を拡大
昭和56年11月18日変更	小樽市告示第 180号	2,801	1,930	望洋パークタウン造成工事に伴う道路計画変更による管渠施設の見直し
昭和58年７月12日変更	小樽市告示第 106号	2,801	1,980	一般国道５号長橋地区の路線計画変更に伴う色内系統の排水区見直し
昭和59年３月２日変更	小樽市告示第　50号	2,801	1,980	管渠施設の布設位置等の変更
昭和61年３月18日変更	小樽市告示第　46号	3,708	2,270	銭函処理区を新規に追加
昭和62年12月14日変更	小樽市告示第 259号	3,708	2,790	幹線管渠の一部について管径の変更
平成２年12月10日変更	小樽市告示第 186号	3,708	3,122	ポンプ場の位置の変更
平成３年９月４日変更	小樽市告示第 140号	3,711	3,122	排水区域の拡大
平成４年10月５日変更	小樽市告示第 137号	3,797	3,396	蘭島処理区を新規に追加、船浜下水終末処理場の廃止
平成７年６月30日変更	小樽市告示第 138号	3,797	3,396	幹線管渠の一部について管径等の変更
平成８年８月16日変更	小樽市告示第 154号	3,800	3,411	排水区域の拡大
平成11年３月１日変更	小樽市告示第　35号	3,846	3,478	排水区域の拡大
平成17年３月29日変更	小樽市告示第　56号	3,847	3,509	排水区域の拡大
平成18年３月31日変更	小樽市告示第　58号	3,848	3,509	排水区域の拡大
令和３年３月23日変更	小樽市告示第　90号	3,848	3,514	排水区域の縮小
令和８年３月26日変更	小樽市告示第 112号	3,848	3,514	排水区域の拡大

※事業認可は都市計画決定事項ではないため「計画決定」時の面積を参考として掲載しています。

・小樽都市計画下水道整備進捗状況

区　　分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
普 及 率(%)	98.9	99.0	99.0	99.0	99.1	99.1	99.1	99.2	99.2	99.2
処理面積(ha)	2,750.02	2,751.32	2,751.94	2,752.30	2,752.60	2,756.91	2,761.61	2,762.79	2,765.68	2,766.37
処理人口(人)	118,737	116,693	114,487	112,666	110,721	108,760	106,961	104,764	102,847	100,838

・札幌圏都市計画下水道（小樽市分）の決定経過

告示年月日	告示番号	面　積（ha）		備　　考
		計画決定	事業認可	
昭和52年９月３日	北海道告示第2757号	360	0	石狩湾新港背後地
昭和58年９月19日変更	北海道告示第1772号	360	300	用地造成計画の見直しに伴う幹線管渠のルート及び断面の変更、新たな幹線管渠の追加
平成２年８月16日変更	北海道告示第1141号	366	325	排水区域の拡大、管渠の変更（ルート等）
平成10年11月20日変更	北海道告示第1971号	366	325	排水区域の拡大、管渠の変更（幹線管渠の廃止）
平成27年３月17日変更	北海道告示第195号	422	325	排水区域の拡大

※事業認可は都市計画決定事項ではないため「計画決定」時の面積を参考として掲載しています。

（4）駐　車　場

告示年月日	告示番号	名　　称	位　　置	面　積	備　　考
昭和50年３月31日決定	小樽市告示第46号	稲穂駐車場	稲穂３丁目	約0.12ha	駐車台数　約150台 (夏期 163台、冬期 132台) (平均 147台≒150台)
(昭和50年8月16日決定) 平成２年10月29日変更	(小樽市告示第141号) 小樽市告示第160号	駅前パーキング	稲穂２丁目	約0.26ha	駐車台数　123台

（5）ごみ焼却場

告示年月日	告示番号	名　　称	位　　置	面　積	備　　考
(昭和39年11月５日決定) 令和６年６月20日変更 (廃　止)	(建設省告示第3098号) 小樽市告示第219号	小樽市天神ごみ焼却場	天神２丁目	約1.4 ha	80ｔ/日
(平成３年12月４日決定) 平成16年２月４日変更 (廃　止)	(小樽市告示第200号) 小樽市告示第21号	小樽市廃棄物焼却場	塩谷４丁目	約2.41ha	160ｔ/日

（6）ごみ処理場

告示年月日	告示番号	名　　称	位　　置	面　積	備　　考
(昭和51年９月１日決定) 平成16年２月４日変更	(小樽市告示第120号) 小樽市告示第20号	小樽市ごみ処理場	塩谷４丁目	約1.1 ha	粗大ごみ処理施設 (併用設備) 100t/5h (埋立　　153t/日)
平成16年２月４日決定	小樽市告示第20号	北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設	桃内２丁目	約8.0 ha	ごみ焼却場含む 破砕処理施設 約36.0t/日 資源化施設　約37.8t/日 焼却施設　約197.0t/日 (98.5t×2炉)

（7）汚物処理場

告示年月日	告示番号	名　　称	位　　置	面　積	備　　考
昭和45年９月１日決定	小樽市告示第108号	小樽市汚物処理場	銭函１丁目及び張碓町	2.4 ha	(１日150kl) (125,000人分)

（8）汚水処理場

告示年月日	告示番号	名　　称	位　　置	面　積	備　　考
(昭和50年６月24日決定) 平成11年３月１日変更	(小樽市告示第104号) 小樽市告示第35号	中央下水終末処理場	色内３丁目	約6.485 ha	能力 104,000㎥/日
(昭和61年３月18日決定) 平成11年３月１日変更	(小樽市告示第46号) 小樽市告示第35号	銭函下水終末処理場	銭函３丁目	約3.308 ha	能力 12,880㎥/日
(平成４年10月５日決定) 平成11年３月１日変更	(小樽市告示第137号) 小樽市告示第35号	蘭島下水終末処理場	蘭島１丁目	約0.770 ha	能力 1,000㎥/日

（9）市　　場

告示年月日	告示番号	名　　称	位　　置	面　積	備　　考
(昭和47年１月６日決定) 平成26年９月25日変更	(小樽市告示第6号) 小樽市告示第327号	小樽市青果物地方卸売市場	有幌町	約2.6ha	
昭和51年９月１日決定	小樽市告示第121号	小樽市水産物地方卸売市場	高島１丁目	約2.9 ha	

（１０）火　葬　場

告示年月日	告示番号	名　　称	位　　置	面　積	備　　考
平成２年２月23日決定	小樽市告示第24号	小樽市火葬場	緑５丁目	約1.64 ha	設置炉数７基

地　区　計　画　等

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（1）　地　区　計　画　等

【地区計画等の種類】　　□：小樽市において指定しているもの

地区計画等

- □地区計画
  - ・地区レベルの市街地において、建物の用途や形態、道路、公園等に関する事項をきめ細かに定めることにより、良好な市街地の整備及び保全を図るための制度。
  - □再開発等促進区
    - ・適正な配置、規模の公共施設がないまとまった土地の区域において、道路、公園等を整備することにより容積率の緩和等を認めることで、土地の利用転換を図り土地の高度利用と都市機能の増進を図る制度。
  - 開発整備促進区
    - ・大規模な集客施設の立地が制限される地域において、誘導すべき大規模な集客施設の方針や基準を定め用途制限の緩和を認めることで、周辺環境への影響を抑えつつ良好な市街地の形成を図るための制度。
  - 誘導容積型
    - ・道路等の公共施設が未整備の区域において、それらの整備状況に応じた容積率を適用することで、公共施設を整備しつつ土地の有効利用を誘導する制度。
  - 容積適正配分型
    - ・高度利用を図るべき区域と容積を抑えるべき区域とを区分し、それらの間で容積率を配分することによって、土地の合理的な利用と良好な都市環境の形成や保護を図るための制度。
  - 高度利用型
    - ・建築物の建築形態を規制することによって敷地内に空地を確保し、これに対して容積率を緩和することにより、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための制度。
  - 用途別容積型
    - ・住宅の減少の著しい地区等において、住宅を含む建築物の容積率の上限を引き上げることにより、当該地区における住宅用途の適正配分を図るための制度。
  - 街並み誘導型
    - ・道路幅員が狭い地区において、壁面位置や高さ等の制限を定めた上で斜線制限や容積率制限を緩和することにより、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進と良好な環境の形成を図るための制度。
  - 立体道路制度
    - ・道路の上空又は路面下を建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることで、土地の有効利用及び中心市街地の活性化やバリアフリー社会への対応など都市機能の増進を図るための制度。
- 防災街区整備地区計画
  - ・公共施設が十分に整備されていない密集市街地において、公共施設とその周辺の耐火建築物等を一体的に誘導することにより、地区の防災機能の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を図るための制度。
- 歴史的風致維持向上地区計画
  - ・歴史的風致による良好な市街地の形成が必要な地域において、地域に適した用途の歴史的建造物を利活用することにより、歴史的風致の維持・向上及び土地の合理的かつ健全な利用を図るための制度。
- 沿道地区計画
  - ・幹線道路の沿道において、防音又は遮音に関する建築物の構造の制限等を設けることにより、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るための制度。
- 集落地区計画
  - ・生産性の高い農業の確立及び良好な居住環境の確保の両方が求められる地域において、それぞれの特性にふさわしい計画を定めることにより、営農条件と調和のとれた居住環境の確保を図るための制度。

(2) 指 定 状 況

・地区計画（現行指定状況）
※本表は令和８年４月１日現在における地区計画の指定状況を示したものです。

地区の名称（位置）	最終告示年月日	最終告示番号	面積(ha)		内容							
			地区計画	地区整備計画	地区の細区分	用途	容積率	建蔽率	最低敷地(㎡)	高さ(m)	その他	備考
金沢ニュータウン地区（オタモイ3丁目の一部）	平成７年10月31日	小樽市告示第206号	6.3	6.2	低層専用住宅地区A	専用住宅等	－	－	180	－	垣･さく	第１種低層住居専用地域
					低層専用住宅地区B	専用住宅等	－	－	200	－	垣･さく	
星野町地区（星野町の一部）	平成22年2月18日	小樽市告示第37号	6.2	6.0	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	180	10	垣･さく 壁面の位置の制限	第１種住居地域
					一般住宅地区	店舗等	－	5/10	200	－	壁面の位置の制限	
					利便施設地区	店舗等	－	－	1500	－	壁面の位置の制限	準工業地域
幸地区（幸２丁目の一部及びオタモイ１丁目の一部）	平成29年3月24日	小樽市告示第80号	13.1	13.1	低層専用住宅地区	専用住宅等	6/10	4/10	200	10	垣･さく 壁面の位置の制限	
					低層一般住宅A地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣･さく 壁面の位置の制限	第１種低層住居専用地域
					低層一般住宅B地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣･さく 壁面の位置の制限	
					低層一般住宅C地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	壁面の位置の制限	第１種住居地域
					低層集合住宅地区	共同住宅等	8/10	5/10	500	10	垣･さく 壁面の位置の制限	
堺町地区（堺町、住吉町及び相生町の一部）	平成29年3月24日	小樽市告示第80号	10.9	9.4	堺町本通A地区	店舗事務所等	－	－	－	25	－	準工業地域
					堺町本通B地区	店舗事務所等	20/10	－	－	25	－	
色内３丁目地区（色内2丁目及び3丁目の各一部）	平成30年4月2日	小樽市告示第90号	11.5	9.2	色内３丁目A地区	店舗事務所等	－	－	－	17	－	
					色内３丁目B地区	店舗事務所等	－	－	－	25	－	準工業地域
					色内３丁目C地区	－	－	－	－	17	－	
港町地区（港町、有幌町、堺町及び築港の一部）	平成30年4月2日	小樽市告示第90号	26.6	20.7	港町A地区	店舗事務所等	－	－	－	17	－	準工業地域
					港町B地区	店舗事務所等	－	－	－	25	－	
					港町C地区	店舗事務所等	－	－	－	25	－	工業地域
新光町地区（新光町及び新光３丁目の各一部）	令和６年4月1日	小樽市告示第107号	18.4	16.1	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣･さく 壁面の位置の制限	
					集合住宅地区	共同住宅等	－	－	500	－	垣･さく 壁面の位置の制限	第１種住居地域
					低層一般住宅・利便地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣･さく 壁面の位置の制限	

地区の名称（位置）	最終告示年月日	最終告示番号	面積(ha)		内容							
			地区計画	地区整備計画	地区の細区分	用途	容積率	建蔽率	最低敷地(㎡)	高さ(m)	その他	備考
星野ニュータウン地区(星野町の一部)	平成22年2月18日	小樽市告示第37号	14.2	14.2	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣･さく 壁面の位置の制限	第1種住居地域
					低層一般住宅地区	専用住宅福祉施設	8/10	5/10	200	10	垣･さく 壁面の位置の制限	
					一般住宅利便地区	専用住宅店舗等	－	－	300	15	垣･さく 壁面の位置の制限	
					研究施設地区	共同住宅研究所等	－	－	1000	20	垣･さく 壁面の位置の制限	
富岡地区（富岡1丁目及び2丁目の各一部）	平成22年2月18日	小樽市告示第36号	8.4	8.4	低層一般住宅地区	－	－	－	－	10	－	第1種中高層住居専用地域

・再開発等促進区を定める地区計画（現行指定状況）

地区の名称（位置）	最終告示年月日	最終告示番号	面積(ha)		内容							
			地区計画	地区整備計画	地区の細区分	用途	容積率	建蔽率	最低敷地(㎡)	高さ(m)	その他	備考
小樽築港駅周辺地区（築港の一部及び勝納町の一部）	令和4年9月29日	小樽市告示第330号	28.0	18.2	商業レクリエーション地区	店舗等	40/10 ※	－	1000	－	壁面の位置の制限	工業地域
					商業・業務地区	店舗等	40/10 ※	－	500	－	壁面の位置の制限	
					中高層住宅地区	共同住宅等	40/10 ※	－	1000	－	壁面の位置の制限	
					医療・福祉関連サービス業務地区	医療・福祉関連施設	30/10 ※	－	－	－	壁面の位置の制限	

※ 地区整備計画で定められた容積率の最高限度を適用するには、特定行政庁の認定が必要となります。

（3）変　遷

・地区計画の変遷

地区の名称	告示年月日 （下段以降変更）	告示番号 （下段以降変更）	面積（ha）		主な内容 （下段以降主な変更内容）
			地区計画	地区整備計画	
金沢ニュータウン地区	平成 3 年 3 月 28 日	小樽市告示第 46 号	3.1	3.0	当初決定（オタモイ 3 丁目の一部）
	平成 5 年 6 月 25 日	小樽市告示第 97 号	3.1	3.0	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理
	平成 7 年 10 月 31 日	小樽市告示第 206 号	6.3	6.2	地区計画の方針及び地区整備計画の変更（地区計画区域の拡大に伴い、細区分を 1 地区から 2 地区へ細分化）
星野町地区	平成 4 年 10 月 5 日	小樽市告示第 144 号	6.2	6.0	当初決定（星野町の一部）
	平成 5 年 6 月 25 日	小樽市告示第 97 号	6.2	6.0	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理
	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 37 号	6.2	6.0	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
幸地区	平成 4 年 12 月 8 日	小樽市告示第 183 号	13.4	13.4	当初決定（幸 2 丁目の一部及びオタモイ 1 丁目の一部）
	平成 5 年 6 月 25 日	小樽市告示第 97 号	13.4	13.4	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理
	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 37 号	13.4	13.4	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
	平成 24 年 12 月 28 日	小樽市告示第 321 号	13.1	13.1	地区計画の方針及び地区整備計画の変更（細区分を 4 地区から 5 地区へ細分化し、制限内容を変更）。このほか、測量精度向上に伴う面積の変更
	平成 29 年 3 月 24 日	小樽市告示第 80 号	13.1	13.1	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
堺町地区	平成 6 年 6 月 1 日	小樽市告示第 87 号	15.2	13.3	当初決定（堺町、港町、住吉町及び相生町の各一部）
	平成 8 年 8 月 16 日	小樽市告示第 153 号	10.9	9.4	地区計画の方針及び地区整備計画の変更（港町地区の新規決定に伴い、重複区域を削除し、地区計画名称を堺町周辺地区から堺町地区に変更）
	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 37 号	10.9	9.4	法改正及び条例改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
	平成 29 年 3 月 24 日	小樽市告示第 80 号	10.9	9.4	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
色内 3 丁目地区	平成 8 年 8 月 16 日	小樽市告示第 148 号	11.5	9.2	当初決定（色内 2 丁目及び 3 丁目の各一部）
	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 37 号	11.5	9.2	法改正及び条例改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
	平成 29 年 3 月 24 日	小樽市告示第 80 号	11.5	9.2	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
	平成 30 年 4 月 2 日	小樽市告示第 90 号	11.5	9.2	法改正に伴う地区整備計画の字句等の修正

地区の名称	告示年月日 (下段以降変更)	告示番号 (下段以降変更)	面積（ha）		主な内容 (下段以降主な変更内容)
			地区計画	地区整備計画	
港町地区	平成 8 年 8 月 16 日	小樽市告示第 149 号	13.6	10.9	当初決定（港町及び有幌町の一部）
	平成 22 年 3 月 23 日	小樽市告示第 73 号	26.6	20.6	地区計画の方針及び地区整備計画の変更（港町 B 地区の区域を拡大し、港町 C 地区を新たに追加）。このほか、条例改正に伴う記載事項の整理、字句等の修正
	平成 26 年 9 月 25 日	小樽市告示第 328 号	26.6	20.7	地区整備計画の変更（都市計画施設である小樽市地方卸売市場の区域変更に伴い、港町 B 地区を 0.1ha 拡大）
	平成 29 年 3 月 24 日	小樽市告示第 80 号	26.6	20.7	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
	平成 30 年 4 月 2 日	小樽市告示第 90 号	26.6	20.7	法改正に伴う地区整備計画の字句等の修正
新光町地区	平成 8 年 12 月 17 日	小樽市告示第 240 号	18.7	16.1	当初決定（新光町及び新光 3 丁目の各一部）
	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 37 号	18.7	16.1	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
	令和 6 年 4 月 1 日	小樽市告示第 107 号	18.4	16.1	地区計画の方針及び地区整備計画の変更（細区分の名称変更及び制限内容の変更）。このほか、測量精度向上に伴う面積の変更。
星野ニュータウン地区	平成 10 年 11 月 6 日	小樽市告示第 196 号	14.2	14.2	当初決定（星野町の一部）
	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 37 号	14.2	14.2	法改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
富岡地区	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 36 号	8.4	8.4	当初決定（富岡 1 丁目及び 2 丁目の一部）

・再開発等促進区を定める地区計画地区計画の変遷

地区の名称	告示年月日 (下段以降変更)	告示番号 (下段以降変更)	面積（ha）		主な内容 (下段以降主な変更内容)
			地区計画	地区整備計画	
小樽築港駅周辺地区	平成 6 年 11 月 25 日	小樽市告示第 195 号	28.0	－	再開発地区計画の方針のみ当初決定（築港の一部及び勝納町の一部）
	平成 8 年 8 月 16 日	小樽市告示第 151 号	28.0	13.8	再開発地区整備計画の決定（商業レクレーション地区、商業・業務地区、中高層住宅地区のみ）
	平成 18 年 9 月 11 日	小樽市告示第 233 号	28.0	18.2	地区計画の方針の変更及び地区整備計画の決定（多目的交流・商業地区から医療・福祉関連サービス業務地区への変更によるもの）。このほか、地区計画区域の拡大
	平成 22 年 2 月 18 日	小樽市告示第 37 号	28.0	18.2	条例改正に伴う地区整備計画の記載事項の整理、字句等の修正
	平成 30 年 4 月 2 日	小樽市告示第 90 号	28.0	18.2	法改正に伴う地区整備計画の字句等の修正
	令和 4 年 9 月 29 日	小樽市告示第 330 号	28.0	18.2	地区計画の方針及び地区整備計画の変更（制限内容の変更）

市 街 地 開 発 事 業

小樽の都市計画　City Planning of OTARU

（1）市街地再開発事業

①　小樽都市計画小樽駅前地区市街地再開発事業

告示年月日	告示番号	面積
昭和45年2月7日決定	北海道告示第307号	2.8 ha

・公共施設

公共施設の配置及び規模						
道路	種別	名称	幅員	延長	面積	備考
	都市計画道路	3・2・1中央通	36m	42m	－	施行前の幅員　18m
	都市計画道路	3・3・7小樽中央線	28～31m	256m	－	施行前の幅員　18m
	都市計画道路	交通広場	－	－	7,400㎡	施行前の面積　4,233㎡
公園及び緑地	－					
下水道	公共下水道整備済み					
その他	－					

・建築物整備

建築物の整備	街区番号	建築物			敷地		主要用途	高度利用地区の制限内容				
		敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	建築面積の割合（%）	延床面積の割合（%）		容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積最低限度（㎡）	備考
		約 10,676	約 9,109	約 52,699	85	494		60/10	20/10	8/10 ただし耐火建築物にあっては 9/10	300	86戸 4,844㎡
	1	2,756	2,100	13,325	76	483	店舗 病院 改良住宅					改良住宅 50戸 2,067㎡
	2	5,148	4,709	26,927	91	523	店舗 公共駐車場 分譲住宅					分譲住宅 36戸 2,777㎡
	3	2,772	2,300	12,447	83	449	店舗、ホテル、市営温水プール					

② 小樽都市計画第一種市街地再開発事業［稲北地区］

告示年月日	告示番号	面積
平成８年３月11日決定	小樽市告示第49号	約 0.9 ha

・公共施設

公共施設の配置及び規模					
	種別	名称	幅員	延長	備考
道路	都市計画道路	３・２・４臨港線	38m	約 130m	都市計画決定済 代表幅員 30m、一部整備済
	都市計画道路	３・４・16大通北線	18～22m	約 80m	都市計画決定済 代表幅員 18m、未整備
公園及び緑地	－				
下水道	公共下水道整備済み				
その他	－				

・建築物整備

建築物の整備	街区番号	建築物			敷地		主要用途	高度利用地区の制限内容					
		敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	建築面積の割合（%）	延床面積の割合（%）		容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最低限度	建築面積最低限度（㎡）	壁面の位置の制限（m）	備考
	1	約 5,600	約 3,700	約 24,700	約 70	約 400	店舗 一部事務所 約 5,500㎡ 分譲住宅 賃貸住宅 約 6,800㎡ コミュニティ施設 約 2,200㎡ 駐車場 約10,200㎡	40/10	20/10	7/10	300	2.0	駐車台数 約 270台 附置義務台数 11台

③　小樽都市計画第一種市街地再開発事業〔小樽駅前第３ビル周辺地区〕

告示年月日	告示番号	面積
平成18年９月11日決定	小樽市告示第234号	約 0.6 ha

・公共施設

公共施設の配置及び規模					
	種別	名称	幅員	延長	備考
道路	都市計画道路	３・３・７小樽中央線	14.5～15.5m (27～28m)	約100m	都市計画決定済　整備済 (　) 内は全幅員
	都市計画道路	３・２・１中央通	18m (36m)	約60m	都市計画決定済　整備済 (　) 内は全幅員
	区画道路	市道　静屋線	5.45m (10.9m)	約100m	整備済 (　) 内は全幅員
公園及び緑地	－				
下水道	公共下水道整備済み				
その他	－				

・建築物整備

建築物の整備	街区番号	建築物			敷地		主要用途	高度利用地区の制限内容				備考
		敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築面積の割合 (%)	延床面積の割合 (%)		容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積最低限度 (㎡)	
	1	約 3,600	約 2,800	約 27,000 (21,000) ( ) 内は建築基準法第52条の規定による容積率制限に関して建築基準法施行令第２条第１項第４号ただし書き及び同条第３項の規定に基づき算出されるべき延べ面積	約 80	約 600	店舗 住宅 ホテル 駐車場	60/10	20/10	8/10 但し耐火建築物にあっては 9/10 但し、建蔽率の最高限度は、建築基準法第５３条第３項各号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10を、建蔽率のの最高限度の数値に加えたものをもって最高限度とする	300	駐車場 約200台 住宅 約100戸

（２）土地区画整理事業

①　朝里地区土地区画整理事業

・区域及び経過

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和38年10月28日決定	建設省告示第2707号	163.40	南・北及び中地区
昭和40年７月２日変更	建設省告示第1667号	163.24	南地区変更
昭和41年４月８日変更	建設省告示第1213号	161.23	北地区変更
昭和44年５月12日変更	建設省告示第1902号	146.41	北・中地区変更
昭和47年５月17日変更	建設省告示第1608号	145.29	札樽自動車道部分を除く

・事業の内容

地区名	施行面積(ha)	事業完了年度	減歩率(%)			計画人口（人）
			公共地	保留地	計	
朝里南	30.05	昭和43年 7月19日	14.82	11.65	26.47	約 2,000
朝里北	54.65	昭和47年 6月19日	15.74	3.89	19.63	約 4,100
朝里中	60.58	昭和50年 6月30日	14.69	7.76	22.45	約 4,600

②　銭函土地区画整理事業

地区名	施行面積(ha)	事業完了年度	減歩率(%)			備考
			公共地	保留地	計	
銭函	97.98	平成元年３月	16.33	4.83	21.16	昭和57年７月８日 北海道告示第1413号

③　組合施行の土地区画整理事業　※都市計画決定を行っていない事業です

地区名	施行面積(ha)	事業年度	減歩率(%)			計画人口（人）
			公共地	保留地	計	
東小樽	130.41	昭和９～15年	22.96	14.81	37.77	約 5,200
幸町	51.13	昭和43～46年	23.39	15.42	38.81	約 4,500

④　個人施行の土地区画整理事業　※都市計画決定を行っていない事業です

地区名	施行面積(ha)	事業年度	減歩率(%)			公示日 告示番号 ※事業認可の告示番号	備考
			公共地	保留地	計		
銭函地区 (石狩湾新港地域)	217.48	昭和57年～昭和62年	10.46	―	10.46	昭和57年５月24日 北海道告示 第1060号	当初
	217.48	昭和57年～昭和62年	12.55	―	12.55	昭和58年11月21日 北海道告示 第2115号	第1回変更 ア
	227.31	昭和57年～平成2年	11.08	―	11.08	昭和62年７月９日 北海道告示 第1102号	第2回変更 イ
	226.39	昭和57年～平成5年	11.51	―	11.51	平成２年２月１日 北海道告示 第 127号	第3回変更 ウ
	225.86	昭和57年～平成5年	12.38	―	12.38	平成２年10月22日 北海道告示 第1509号	第4回変更 エ

225.89	昭和57年～平成5年	12.38	―	12.38	平成３年８月30日 北海道告示 第1372号	第5回変更 オ
236.92	昭和57年～平成7年	12.28	―	12.28	平成４年５月６日 北海道告示 第 701号	第6回変更 カ
241.00	昭和57年～平成7年	13.79	―	13.79	平成５年６月29日 北海道告示 第 979号	第7回変更 キ
241.00	昭和57年～平成12年	13.79	―	13.79	平成８年３月15日 北海道告示 第 368号	第8回変更 ク
241.00	昭和57年～平成17年	13.79	―	13.79	平成13年２月26日 小樽市告示 第 20 号	第9回変更 ケ
241.00	昭和57年～平成22年	13.79	―	13.79	平成18年３月９日 小樽市告示 第 41 号	第10回変更 コ
241.38	昭和57年～平成27年	13.77	―	13.77	平成23年３月７日 小樽市告示 第 39 号	第11回変更 サ
241.38	昭和57年～平成37年	13.77	―	13.77	平成28年３月31日 小樽市告示 第 88 号	第12回変更 シ
241.38	昭和57年～平成40年	13.77	―	13.77	平成31年２月13日 小樽市告示 第 45 号	第13回変更 ス
241.38	昭和57年～令和10年	13.77	―	13.77	令和4年10月３日 小樽市告示 第 336号	第14回変更 セ
281.90	昭和57年～令和15年	11.70	―	11.70	令和６年６月３日 小樽市告示 第187号	第15回変更 ソ

ア　区画道路の新設　資金計画の変更（第１回変更）
イ　施工期間の延長　工区の新設　区画道路の新設及び変更　地番、地積の変更及び確定　資金計画の変更（第２回変更）
ウ　施工期間の延長　工区の分割　区画道路の新設　地積の変更及び確定（第３回変更）
エ　地番、地積の変更及び確定　資金計画の変更（第４回変更）
オ　地番、地積の変更及び確定　資金計画の変更（第５回変更）
カ　施行区域の拡大（第６回変更）
キ　施行区域の拡大（第７回変更）
ク　施行期間の変更　資金計画の変更（第８回変更）
ケ　施行期間の変更　資金計画の変更　事務所移転に伴う規約の変更（第９回変更）
コ　施行期間の変更　資金計画の変更（第10回変更）
サ　施行期間の変更　資金計画の変更　施行区域の拡大（第11回変更）
シ　施行期間の変更　資金計画の変更　地積の変更　施行者の変動　施行者の変動に伴い、規約から基準に変更（第12回変更）
ス　施行期間の変更　資金計画の変更　地積の変更　工区界の変更（第13回変更）
セ　施行年度の変更　資金計画の変更　工区の分区　工区界の変更（第14回変更）
ソ　施行区域の拡大、工区の新設及び工区界の変更、施行年度の変更、資金計画の変更（第15回変更）

⑤　中央通地区土地区画整理事業

・事 業 概 要

(1)　事 業 名　　小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業
(2)　施 行 者　　小樽市
(3)　施行面積　　約3.6ha
(4)　施行期間　　平成６年９月21日～平成17年３月31日
(5)　法的手続　　基本計画の建設省了承認　平成５年８月４日
都市計画の決定　　平成６年３月８日（小樽市告示第 28号）
事業計画の決定　　平成６年９月21日（小樽市告示第165号）
事業計画の変更　　平成10年12月24日（小樽市告示第222号）（第１回）
平成15年４月18日（小樽市告示第 89号）（第２回）
平成17年１月11日（小樽市告示第　5号）（第３回）

(6)　減 歩 率

施 行 前 宅地地積 (台帳地積) (A) ㎡	同更正地積 (実測更正後) A ㎡	施 行 後 宅地地積 (含保留地) A´㎡	減　歩　地　積 (㎡)			減　　歩　　率 (%)		
			公共用地 P	保 留 地 R	計 D	公共減歩 p=P/A	保留地減歩 r=R/A	合算減歩 d=D/A
19,065.79	19,102.77	18,249.52	853.25	－	853.25	4.47	－	4.47

⑥　小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業

・事 業 概 要

(1)事 業 名　小樽都市計画事業小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業
(2)施 行 者　小樽市
(3)施行面積　　約30.5ha
(4)施行期間　　平成７年12月14日～平成13年9月30日
(5)法的手続　　基本計画の建設省承認　平成６年６月15日
都市計画の決定　　平成６年11月25日（北海道告示第1765号）
事業計画の決定　　平成７年12月14日（小樽市告示第 232号）
事業計画の変更　　平成８年11月20日（小樽市告示第 223号）（第１回）
平成12年５月24日（小樽市告示第　97号）（第２回）
平成12年10月６日（小樽市告示第 168号）（第３回）
平成13年３月26日（小樽市告示第　49号）（第４回）

(6)　減 歩 率

施行前 宅地地積 (台帳地積) (A)㎡	同更正地積 (実測更正後) A ㎡	施行後 宅地地積 (含保留地) A´㎡	減　歩　地　積 (㎡)			減　　歩　　率 (%)		
			公共用地 P	保 留 地 R	計 D	公共減歩 p=P/A	保留地減歩 r=R/A	合算減歩 d=D/A
282,758.14	282,774.92	207,136.80	75,638.12	18,900.17	94,538.29	26.7	6.7	33.4

発行・編集

小樽市建設部都市計画課

〒047-0024　小樽市花園5丁目10番号

電話：0134-32-4111　内線7331・7332・7333

ファクス：0134-32-3963

メール：tosikei@city.otaru.lg.jp

ホームページ：https://www.city.otaru.lg.jp